

第1次

真室川町教育振興計画

みんなで育む 学びのまち 真室川

～ ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく 人づくり ～



山形県真室川町教育委員会

「学びのまち」の実現を目指して

本格的な人口減少社会の到来やＩＣＴ環境の著しい進展といった社会情勢に加え、価値観の多様化等、教育を取り巻く環境が大きく変化していく中で、学びに対する町民のニーズや期待は高まり続けています。

国においては、平成２９年３月に学習指導要領の改訂、平成３０年度から５年間に実施すべき第３期の教育振興基本計画を策定しました。県では、平成２７年度を初年度とする第６次山形県教育振興計画が進行しています。しかしながら、本町にあっては、教育行政全体の課題に対応するための体系的で計画性のある振興計画はありませんでした。このような状況を踏まえ、町総合計画との整合性を図りながら、学校教育・子育て支援・生涯学習の主体性と相互の連携協働を大切にした、真室川らしい、真室川の地域の実情に応じた振興計画を策定しました。よって、この振興計画は、今後５年間の真室川町の教育行政の指針となります。

真室川町は素晴らしい自然環境の中、先人達のたゆまぬ努力によって創り上げてきた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が大きな財産として受け継がれ豊かな町民性を育んできました。町の最高の宝物は、そこに住み、働き、学ぶ全ての人々です。その皆さんが一層輝くことができる町にするには、更なる学びの環境づくりが不可欠です。将来にわたり希望を持って暮らせる町にするためには、全世代型の人材育成や個に応じた豊かな生き方の追求が、今後益々重要になってくると考えます。そのためにも、本計画を拠り所とした実践を積み重ね、町民一体となった取り組みを目指して参ります。

結びになりますが、本計画の策定のために、ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめとする多くの皆様に、深甚なる感謝を申し上げ御礼の言葉とさせていただきます。

平成３１年３月

真室川町教育委員会教育長 門 脇 昭

第1次

真室川町教育振興計画

みんなで育む 学びのまち 真室川

～ ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく 人づくり ～

山形県真室川町教育委員会

第1次真室川町教育振興計画の策定にあたって

平成30年10月1日に、真室川町教育委員会より諮問を受けて以来、約6ヶ月の時間をかけて「第1次真室川町教育振興計画」（以下、本計画）の成案づくりに取り組み、終始一貫して、幼児・児童・生徒をはじめとしてすべての地域住民が、「ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく 人づくり」となることを願い策定作業を進めてまいりました。策定委員会開始数ヶ月前の7月には、丸一日かけて町内の教育施設、文化施設等を視察しながら、真室川町の教育の今、教育資源の豊かさ、未来の町の教育を語り合ったことは、「志を一」にして進めることができたと考えています。

策定委員会においても、委員各位のふるさと真室川町の教育の発展を願う思いと具体的な考え、活発な議論と真摯な提言をいただき、今後、町の教育がめざす「真室川町らしい」教育を共有することができました。また、町内保育所・こども園、小・中学校、教育委員、社会教育委員、町の行政関係者及び地域住民等のご意見もいただき、現状をしっかりと踏まえた上で諸課題に対する対策案を協議し、具体的な施策等まで提示することができました。

本計画の策定における一番の特色は、基本目標の主題に「みんなで育む 学びのまち 真室川」と、副題である「ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく 人づくり」（めざす人間像）のための教育の在り方を掲げたことです。子どもの先に行く大人はすべて教育者であるし、己の豊かで幸福な人生のために、町の発展に貢献する社会人として、さらに、子どもの教育にあたる大人として学び続ける存在であることが大切です。基本目標を具現化する7つの重点施策には「みんなで楽しく学び合いながら子どもも自分も育てていこう」という思いが込められています。

少子化が激しく進行する状況や、社会経済の変動に伴う財政事情の厳しさなど、直面する課題は山積みしていますが、真室川町のみなさんが、町にある豊かな教育資源を活かしながら、本来持っている英知や底力などを発揮し、基本目標を達成してくれるものと信じています。

最後に、本計画策定にあたり、策定委員会各位、真室川町教育委員会事務局の皆様のご努力の賜と衷心より感謝しております。本計画が、魅力ある真室川町を実現させるための礎となることを念願し、挨拶といたします。

平成31年3月

真室川町教育振興計画策定委員会委員長

山形大学大学院教育実践研究科 教授 中 井 義 時

目 次

第1章 総 論 1

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 3
- 3 計画の期間 3
- 4 計画の策定 3
- 5 計画の進行管理 3

第2章 真室川町の教育の状況と課題 4

- 1 取り組みの状況 5
- 2 取り組みの主な課題 5

第3章 真室川町の教育ビジョン 9

- 1 基本目標 10
- 2 取り組みの基本方向 12
- 3 施策の体系 13
 - 7つの重点施策 14

第4章 施策と主な取り組み 20

基本方向 学校教育

志高く 確かな学力を育む 人づくり

基本方針 1 いのちを尊重し、豊かな心を育成する

- 施策 1 「いのちの教育」の推進 21
- 2 いじめ防止・不登校対策の充実 23

基本方針 2 たくましく、健やかな体を育成する

- 施策 3 子どもの体力向上に向けた取り組みの充実 24
- 4 食育・健康教育の推進 25
- 5 生活リズムの改善とメディアコントロール 26

基本方針 3 確かな学力を育成する

- 施策 6 確かな学力の育成 27

- ◆重点 7 校種をこえた連続性のある学びの推進 29

- ◆重点 8 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実 31

基本方針 4 未来に向け、自己の生き方を考える力を育成する

- ◆重点 施策 9 未来に向けた「ふるさと学習」の推進 32
10 「本物体験」によるキャリア教育の推進 34

基本方針 5 グローバル化・情報化に対応した力を育成する

- 施策 11 こ・保・小・中一貫の外国語活動・外国語教育の推進 35
12 ICT教育・情報モラル教育、新聞活用学習の充実 36

基本方針 6 学びを支える土台づくりを推進する

- 施策 13 地域とともにある学校づくり 37
14 教職員がより子どもに向き合える体制づくり 38
15 子どもたちの安全・安心の確保 39
16 特別支援教育の充実 40

基本方向 家庭教育・子育て支援

安心し 子育てができる 環境づくり

基本方針 7 家庭教育の充実を図る

- 施策 17 教育の原点「家庭教育」の充実 41

基本方針 8 子（個）の学習支援の充実を図る

- 施策 18 子（個）を支える家庭学習のサポート 43
19 自己を高める学習へのサポート 44

基本方針 9 子育てに夢をもてる環境をつくる

- ◆重点 施策 20 安心して子育てができる環境づくり 45
◆重点 21 町ならではの教育基盤の整備 47

基本方向 生涯学習・スポーツ

人をつなぎ 未来をひらく 学びのまちづくり

基本方針 10 人と社会、学びをつなぐ環境をつくる

- 施策 22 地域の教育力向上を目指した学習環境等の充実 48
23 ライフステージに応じた学びの機会の支援 49
24 学校・家庭・地域等との連携・協働 50

基本方針 11 感性豊かに生きる学びの場をつくる

- ◆重点 施策 25 文化に親しみ文化を愛する環境づくり 51

基本方針 12 誰もが楽しめるスポーツを推進する

- ◆重点 施策 26 スポーツに親しみ健康な体づくり 52
27 競技スポーツの振興 53

基本方針 13 ふるさとをおもいう心を耕す場をつくる

- 施策 28 郷土愛の醸成 54

第1章

総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定
- 5 計画の進行管理

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

急激に進行している少子高齢化と人口の減少、経済のグローバル化や情報通信技術の進歩など、本町を巡る社会・生活環境は急激に変化しつつあります。

教育の面でも、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、いじめや不登校、社会性の低下といった子ども自身の問題、SNSをはじめとした情報環境の問題、あるいは、保護者住民の価値観の多様化への対応などの課題を抱えております。学校、家庭、地域の教育力向上はもとより、それぞれが連携、協働した教育がより一層求められています。

こうした中、国においては、平成29年3月に学習指導要領を改訂するとともに、平成30年度から5年間に実施すべき第3期教育振興基本計画を策定しました。山形県においては、第6次山形県教育振興計画（H27～H37）が「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を基本目標に策定されました。

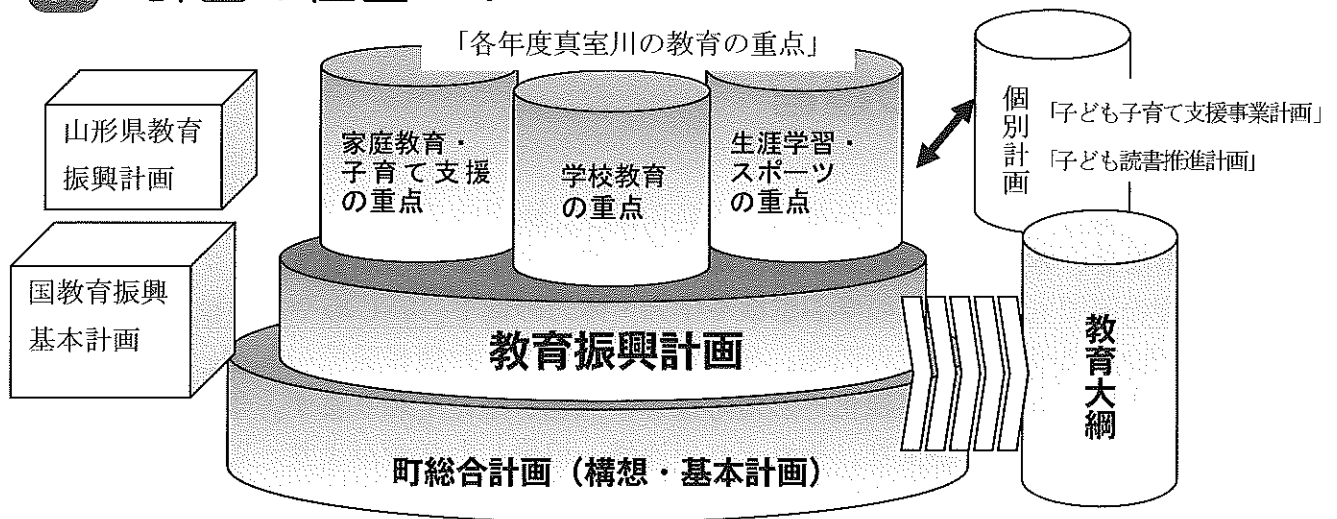
本町においては、「真室川町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年4月策定）、「教育の振興に関する施策の大綱」（平成28年4月策定）、「第2次真室川町生涯学習基本構想前期推進計画」（平成29年4月策定）、「真室川の教育の指針」（年度ごと）等に基づき「心豊かで創造力に富んだたくましい人間の育成」を目指して教育行政を推進してきましたが、教育行政全体を網羅した体系的で計画性のある振興計画はありませんでした。

このような状況を踏まえ、真室川町総合計画との整合性を図りながら、学校教育、子育て支援、生涯学習の主体性と相互の連携・協働を大切にして、教育行政全体の課題に対応する計画を策定する必要があります。

地域における教育を振興するためには、その地域の自然・文化・産業・人などのよさを活かした真室川町ならではの教育を実現することが大切です。

子どもからお年寄りまでのすべての町民が「町の発展と自らの幸福」に対する高い志をもって学び続ける姿を目指し、「第1次真室川町教育振興計画」（2019～2023）を策定しました。今後は、この計画に基づいて本町の教育施策の一層の推進を図ります。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から5年間とします。

第1次 2019年度～2023年度 5年間

4 計画の策定

- (1) 教育委員会から諮問を受けた、策定委員会が策定にあたります。
- (2) 策定委員会の事務局は、教育委員会事務局からなる教育振興計画策定部会が担います。
- (3) パブリックコメントを実施し、町民の意見を取り入れます。
- (4) 策定委員会から教育委員会へ答申を行い、教育委員会にて決定します。

5 計画の進管理

- (1) 計画の進管理は、主要な施策の評価等を通じて行います。
- (2) 評価に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、評価の結果を公表します。

第2章

真室川町の 教育の状況と課題

- 1 取り組みの状況
- 2 取り組みの主な課題

第2章 真室川町の教育の状況と課題

1 取り組みの状況

- 真室川町「教育の振興に関する施策の大綱」においては、平成28年度からの5年間で実施する取り組みについて、6つの基本目標を掲げて施策の展開を図ってきました。
- これらの施策の推進にあたっては、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」を活用し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、本町の教育、学術及び文化の振興に取り組んできました。

2 取り組みの主な課題

◆ 伝承文化の継承と郷土を愛する子どもの育成について

- 町の伝統・伝承文化※が学校の教育活動にも取り入れられ、県や全国平均よりも地域の行事に参加している児童生徒も多く、子どもたちの郷土愛の醸成につながっている地域もあります。今後は、町全体で伝統・伝承文化への理解を深める必要があります。そのために、伝承文化の発表の場の設定や指導者・後継者の育成への支援などの取り組みが必要です。
- 文化財巡回や希少動植物の観察会などを通して、文化財や自然環境・希少動物の保全保護に努めています。今後は、保全活動等を通じて、多くの町民が町の歴史、自然などについて学べる機会づくりを推進していく必要があります。
- 町には、自然、歴史、文化、食など多くの地域資源があり、学校教育や生涯学習の活動に取り入れられています。しかし、中にはその魅力が、十分には認識されていないものもあります。真室川の魅力を再発見し、輝かせるため、町民自らが郷土について学び、そのよさに気づくことが大切です。また、そのような地域の中で、子どもたちが探究的な学びで郷土のよさに気づき、学びを通して得たことを校内、町内、町外に紹介・発信する取り組みが一層求められます。

※ 伝承文化・・・地域に根ざした地域社会の生活様式とともに昔から伝えられてきたもの

（例）産業、食、芸能等

伝承文化・・・昔から姿を変えずに次の世代が引き継ぎ、継承されてきたもの

（例）番楽、わらべうた、伝承野菜等

◆ 豊かな心と健やかな体の育成

- 学校教育では、いのちを大切にする取り組みを中心に、道徳教育や体験活動の充実を図った結果、子どもたちの自尊感情が高まっています。今後も、心に響く様々な芸術活動、交流活動や栽培活動など直接体験の機会を充実させ、感性豊かな心を育んでいくことが必要です。
- 学校図書館の充実、朝読書や朝の読み聞かせなどにより学校での読書習慣は定着しつつあります。今後は、さらに感性を磨き、豊かな想像力を養うため、家庭や地域における読書習慣にまで広げ、読書の質をより一層高めることなどが課題です。
- いじめの認知の割合については県と比較して低いものの、年々増加傾向にあります。このことは、各学校がいじめの定義に基づいて、適切に認知した結果であると考えています。しかし、SNSのトラブルによる問題など見えにくいケースも発生しておりさらなる未然防止の取り組みが求められます。
- 不登校または不登校傾向の児童生徒数は横ばいではあるものの、家庭環境が要因の一つとしてあげられるケースが増えています。家庭への支援、日常的な児童生徒の人間関係の把握等に努める体制づくりが必要です。
- 体力・運動能力の二極化傾向や「偏食、テレビ・ゲーム、スマートフォン等と向き合う時間が長くなることなどによる基本的な生活習慣の乱れ」が心配される子どもがいます。学校と家庭が一体となった取り組みがより一層必要です。

◆ 確かな学力の育成

- 主体的・協働的な学習に力を入れてきた結果、学び合う力や、個々の学習に取り組む態度がよくなってきています。授業では、課題解決に向けて、「自分で考え、自分で取り組んでいる」と答える児童生徒の割合が高くなっています。今後は、個々の学習状況を確実に評価し、個に応じた学習の定着を図る必要があります。
- 町では特別支援教育推進体制を整え、子どもへの適切な支援や指導方法への共通理解が図られています。しかし、特別な配慮を要する幼児・児童生徒は増加しており、すべての子どもたちにおいて、一人ひとりのニーズに応じた学びが保障される取り組みが重要です。
- こども園・保育所、小学校、中学校への円滑な移行が求められ、特に幼児と児童の交流を計画的に実施しています。共通して指導していくことなど、つながりのある教育活動にしていけることが課題です。指導の在り方等にまで踏み込んだ、こ・保・小・中の連携をより一層具体化させていくことが必要です。

◆ 信頼される質の高い学校教育の推進と自立する力の育成

- 児童生徒の力を高めるために、教員による校内研修、大学教授等の外部講師を積極的に招聘した授業研究会を実施しています。教員は、日常の学習指導の業務に加え、生徒指導や部活動指導、いじめ・不登校など、多様化した課題に対応しています。教員が子どもと向き合う時間をしっかり確保していくことが課

題です。

- ICT環境の整備等、様々な教育環境の充実に努めています。より一層児童生徒の教育環境の改善に向けて、現場の声を拾いながら検討を行っていく必要があります。
- 町には、自然、歴史、文化、食など多くの地域資源があり、学校教育や生涯学習の活動に取り入れられています。しかし、中にはその魅力が、十分には認識されていないものもあります。町の地域資源には未来に繋ぐべき教育的価値が多くあり、そのような真室川の魅力を再発見し、輝かせるため、町民自らが郷土について学び、そのよさに気づくことが大切です。また、子どもたちが探究的な学習の中で地域住民からの学びを通して郷土のよさに気づき、さらには、学びを通して得たことを校内、町内、町外に紹介・発信する取り組みが一層求められます。(再掲 伝承文化の継承と郷土を愛する子どもの育成)

◆ 家庭・地域の教育力の向上

- 山形県では、学校と地域が連携・協働して教育に取り組む仕組みづくりとして、学校支援や地域の教育活動などを、一体的・総合的に推進する「教育プラットフォーム」を構築して進めることのよさを提案しています。当町においても、コーディネーターが仲介役となり地域が持つ教育力を発掘し、真室川町の地域の特性を生かした、学校と地域が互いを高めていく仕組みを構築していく必要があります。
- 小学校区に放課後児童クラブ(学童クラブ)を設置し、各家庭のニーズに応えてきました。さらに放課後子ども教室との一体的な活動を検討し、子どもが安全・安心に過ごせる居場所環境を整えていく必要があります。
- スムーズな就学に繋げるために小学校の生活や学習を意識して各年齢に応じた教育・保育活動ができる環境づくりを行い、幼児教育を進めていく必要があります。
- 未満児(0～2歳児)の入所希望者が増加傾向にあります。この時期に家庭の中で保護者等と多くスキンシップを取ることの重要性への意識の醸成を図るとともに保護者のニーズに応える環境づくりを推進する必要があります。
また、親としての学びを支えていく必要があります。
- 各小学校区の読み聞かせ団体による読育活動、学校図書館の充実、朝読書などで読書習慣は定着しつつあります。今後は、学校・家庭・地域が連携した読育活動が一層推進するよう、児童生徒のみならず町民の誰もが気軽に読書に親しめる環境づくりが必要です。(一部再掲 豊かな心と健やかな体の育成)

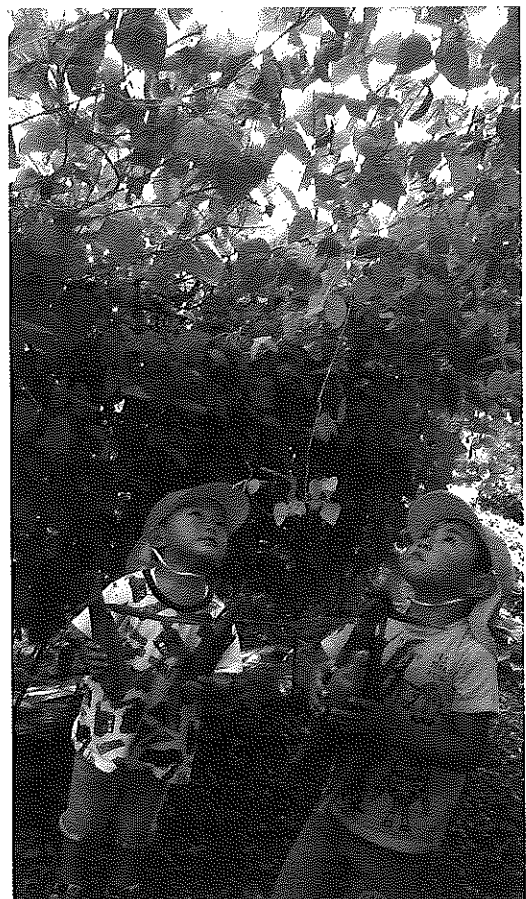
◆ 生涯学習とスポーツの振興

- 各種の体験活動においては、世代を超え、充実した交流活動が行われています。今後も町民のライフステージや今日的課題に対応した参加型の学習の場など、町民ニーズに応じた学習機会の充実を図ることが必要です。また、自ら課題解決を図れるような情報提供の場や情報共有、交流の場の充実が一層求められま

す。

- 町民「一人1ボランティア」の目標を掲げ、ボランティア活動の推進に取り組んでいます。とりわけ、子ども遊び体験天国「えんにち」は高校生ボランティアが企画し、地域の大人と協力しながら、小さな子どもたちに遊びの場を提供する活動として定着しています。今後も「えんにち」等の運営を通して、青少年の地域力を高めていく必要があります。また、これらの活動に関わりの薄かった中学生や大学生世代も組み入れることで、世代の連続性を持たせ、継続的な学びにしていく必要があります。
- 町民「一人1スポーツ」の目標を掲げ、生涯スポーツの普及に取り組んでいます。利用者の要望に応じたスポーツ施設の整備にも努めてきました。今後は総合型地域スポーツクラブ※を中心に、より多くの町民が健康的に暮らしていける仕組みを構築していく必要があります。
- 町内にはスポーツ少年団、多くのスポーツ団体が存在し、それぞれが自主的かつ熱心に活動しています。各種大会等でも優れた成績を収めています。子どものよりよい心身の発達のためには、幼児期から運動に慣れ親しみ関心を高めるとともに、発達段階や生活リズムに応じた適正な活動時間、内容などの配慮が必要です。運動・休養・学習などのバランスを大切にし、そのことに対する町民の意識の醸成に向けた取り組みが必要となってきます。

※ 総合型地域スポーツクラブ・・・幼児から高齢者まで、レベルや興味に応じたプログラムを提供するスポーツクラブ（p19参照）



第3章

真室川町の 教育ビジョン

- 1 基本目標
- 2 取り組みの基本方向
- 3 施策の体系
7つの重点施策

第3章 真室川町の教育ビジョン

1 基本目標

第2章に示した本町の教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本目標を

みんなで育む 学びのまち 真室川
～ ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく 人づくり ～

と掲げます。

学校・家庭・地域が一体となり、町全体で「真室川町の教育」を進めていく思いを主題に込め、町民みんなが口ずさめるようなスローガンを掲げました。

副題に具体的な目指す姿を表し、その実現に努めます。

“ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく”には、「自らを認め自らを信じる力」、「自ら学び自ら考える力」、「豊かな感性をはたらかせ、物事の価値や心情を感じ取る力」、「主体的にコミュニケーションを図り人と社会に関わる力」が必要と捉えています。これら4つの力と主体的な学びの根元的な心である「知的好奇心」を育んでいきます。

◆源となる4つの力

① 自らを認め自らを信じる力

「自らを認め自らを信じる力」は、「自分にならできるかも」「やってみなければ分からない」という意欲、つまり、物事に挑戦する原動力になります。

物事に挑戦し得た経験は、自分の人生にとって価値ある財産となり「志」を立てる上で欠かせないものとなります。

② 自ら学び自ら考える力

「自ら学び自ら考える力」は、一人ひとりが社会の変化に受け身で対応するのではなく、自らの可能性を発揮し、多様な他者と主体的に向き合って関わり合いながら、自分の考えをまとめたり、納得解を見いだしたりしていく、生涯に渡って必要とされる力です。

③ 感性をはたらかせる力=センス オブ ワンダー

「感性」は、さまざまな対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情を感じ取る力です。この「感じ取る力」が高ければ、一つのことから多様な情報をくみ取ることができます。多様な情報を受け取ることができると、そこから思考が広がり、疑問が生まれ、調べることにつながります。「感性をはたらかせる力」は、新たな知の創造につながる大切な力です。

④ 主体的に人と社会にかかわる力

「主体的に人と社会にかかわる力」は、一人ひとりが地域コミュニティの一員として、地域の人々や社会と関わり、積極的に参画するための力になります。

よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるためには欠かせない力です。

◆源となる1つの心

○ 「知りたい」「学びたい」という知的好奇心

「好奇心」は、珍しいことや未知のことなどに興味を持つ心であり、物事を探究する根元的な心です。

変化の激しい現代社会において、知的好奇心を働かせながら、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断していくことが求められます。

主題「学校・家庭・地域が一体となり、町全体で『真室川町の教育』を展開するための町民みんなが口ずさめるようなスローガン」

みんなで育む 学びのまち 真室川

副題「具体的な目指す姿」

～ ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく 人づくり ～

源となる
4つの力

①自らを認め
自らを信じる力

③感性をはたらかせる力
＝ センス オブ ワンダー

②自ら学び
自ら考える力

④主体的に
人と社会にかかわる力

副題「ふるさとを愛し 高い志
をもって 未来をひらく人」の
源となる4つの力と1つの心

1つの心

「知りたい」「学びたい」という知的好奇心

2 取り組みの基本方向

基本目標の実現に向け、取り組みの基本方向を3つに分類し、13の基本方針を定めます。基本方針のもとに施策を体系化し、その中でも真室川町らしい特色ある施策を7つの重点施策（虹のプラン）に位置づけ、真室川町ならではの教育を推進していきます。

◆基本方向 学校教育

「志高く 確かな学力を育む 人づくり」

確かな学力「生きて働く知識・技能」「未来の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性」を育む教育を推進し、変化の激しい社会の中でも志を高く掲げ、主体的かつ柔軟に対応できる子どもを育てます。

◆基本方向 家庭教育・子育て支援

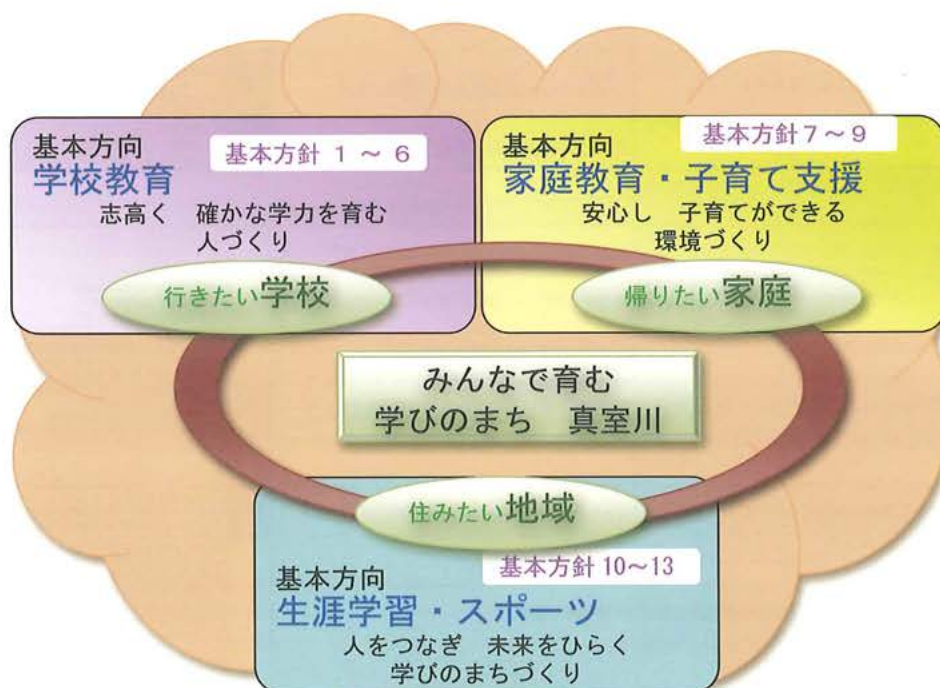
「安心し 子育てができる 環境づくり」

「家庭は教育の原点」であり、出発点であるとの認識のもと、町全体が協力して、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支え、親自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境をつくります。

◆基本方向 生涯学習・スポーツ

「人をつなぎ 未来をひらく 学びのまちづくり」

町民一人ひとりが潤いのある生活を楽しむための学びの機会を充実させ、学びの場を通して人と人とがつながり、真室川のよさを再発見し、郷土を大切にしていきたいと感じるまちをつくります。



3 施策の体系

基本目標

3つの基本方向と13の基本方針

施策 重点施策（虹のプラン）

主な取り組み

ふるさとを愛し 高い志をもって 未来をひらく 人づくり
みんなで育む 学びのまち 真室川

基本方向 学校教育		重点	記載ページ
志高く 確かな学力を育む 人づくり			
基本方針 1◆いのちを尊重し、豊かな心を育成する	1「いのちの教育」の推進	(1)学校における「いのちの教育」の充実 (2)家庭における「いのちの教育」の充実 (3)地域における「いのちの教育」の充実 (4)道徳教育の充実	21
学校の教育活動全体で「いのちの教育」「道徳教育」を推進し、自らを認め、自らを信じる力、相手を思いやる心の醸成を図り、子どもたちの豊かな情操を養います。	2いじめ防止・不登校対策の充実	(1)いじめ防止に向けた総合的な対応 (2)安心して過ごせる居場所づくり	23
基本方針 2◆たくましく、健やかな体を育成する	3子どもの体力向上に向けた取り組みの充実	(1)体育授業の充実 (2)全国体力・運動能力調査の分析と対応 (3)適切な運動部活動の推進	24
生涯にわたって多くのことを体験し、学び続けるなど、豊かで活力ある生活を送るために、健康でたくましく体を育みます。	4食育・健康教育の推進	(1)食に関する指導計画に基づく実践 (2)幼児期からの食育・健康教育の実施 (3)おいしくふさふさと給食による地産地消給食の推進及び安全安心な給食の提供	25
	5生活リズムの改善とメディアコントロール	(1)学校保健委員会の活用と家庭との連携 (2)関係団体との連携 (3)幼児期からのメディアコントロール	26
基本方針 3◆確かな学力を育成する	6確かな学力の育成	(1)探究型学習の推進 (2)「授業づくりの5つの基本ポイント」の徹底 (3)最上教育事務所・地区教育研究センター・大学との連携 (4)全国学力・学習状況調査等の分析・活用	27
変化の激しい社会をたくましく生き抜くために、自ら考え、主体的に判断する力、柔軟に対応する力を育みます。	7校種をこえた連続性のある学びの推進	(1)「本物教室」による感性教育の推進 (2)異年齢（大学生等）との交流及び学習機会の設定 (3)こ・保・小・中連携による教育の推進	29
	8個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実	(1)探究型学習の推進（再掲） (2)学習指導員・支援員の配置 (3)公営塾の拡大充実	31
基本方針 4◆未来に向け、自己の生き方を考える力を育成する	9未来に向けた「ふるさと学習」の推進	(1)「真室川キッズブランド」づくりの推進 (2)町を学ぶ地域教材の作成・活用 (3)「ふるさと検定」等の実施 (4)関係機関、町関係者、町民等との連携	32
郷土の豊かな歴史、文化、自然、産業を生かし、本物体験重視の教育を展開し、子どもの知的好奇心を高めます。学んだことを基に、「創る、発信する」などのアウトプットする学習を大切にします。	10「本物体験」によるキャリア教育の推進	(1)体系的なキャリア教育の推進 (2)本物体験を通じた勤労観や職業観の育成	34
基本方針 5◆グローバル化・情報化に対応した力を育成する	11こ・保・小・中一貫の外国語活動・外国語教育の推進	(1)ALT・外国語活動補助員の配置と活用 (2)実用英語技能検定受験のサポート (3)外国語教育推進委員会の活用	35
グローバル化が進む社会において、国際社会で生き抜くために必要なスキルを高めます。	12ICT教育・情報モラル教育、新聞活用学習の充実	(1)タブレット型端末等のICT環境の整備・活用・充実 (2)情報モラル教育の充実 (3)1学期1新聞授業の推進	36
基本方針 6◆学びを支える土台づくりを推進する	13地域とともにある学校づくり	(1)学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実 (2)地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携	37
未来の真室川町の宝である子どもたちの教育に、地域のみんなが関わっていきま。それにより、特色ある学校づくり、教職員がしつくり子どもに向き合う体制、安全で安心できる教育環境を整えます。	14教職員がより子どもに向き合える体制づくり	(1)学習指導員・支援員の配置（再掲） (2)校務支援システムの導入 (3)部活動指導員の配置	38
	15子どもたちの安全・安心の確保	(1)学校施設・環境の整備 (2)通学路合同点検の実施 (3)地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携（再掲） (4)安全教育（生活安全・交通安全・災害安全・防災教育）の推進	39
	16特別支援教育の充実	(1)特別支援教育推進委員会による町全体での特別支援の推進 (2)切れ目のない支援を行う体制づくり (3)学習指導員・支援員の配置（再掲）	40
基本方向 家庭教育・子育て支援			
安心し 子育てができる 環境づくり			
基本方針 7■家庭教育の充実を図る	17教育の原点「家庭教育」の充実	(1)親の学習機会の充実（保護者向け教育講演会の実施） (2)子育て支援事業の充実 (3)関係団体との連携（再掲） ※ 事業例（子育て相談窓口、赤ちゃん広場、リフレッシュ講座、わんぱく広場、児童保育、放課後子ども教室等）	41
親子がともに学びふれあう機会、親が家庭でのしつけや教育について学び、相談できる機会を設定し、家庭の教育力の向上を支援します。	18子（個）を支える家庭学習のサポート	(1)「家庭学習のすすめ」の配布 (2)保護者向け進路講演会への支援 (3)副教材費の無償化 (4)県「子どもの学習支援事業」との連携	43
基本方針 8■子（個）の学習支援の充実を図る	19自己を高める学習へのサポート	(1)実用英語技能検定受験等のサポート（再掲） (2)ふるさと企業訪問の実施	44
子どもが、自分の将来のために、自ら学び、高められるよう子どもと家庭を支援します。	20安心して子育てができる環境づくり	(1)保育施設整備の充実 (2)放課後児童健全育成事業の実施 (3)子育て支援事業の充実（再掲） (4)保育士等研修会の充実 (5)こ・保・小・中の連携による教育の推進（再掲）	45
基本方針 9■子育てに夢をもてる環境をつくる	21町ならではの教育基盤の整備	(1)副教材費無償化（再掲） (2)公営塾の拡大充実（再掲） (3)「おいしくふさふさと給食」による地産地消給食の推進（再掲）	47
安心して子育てができる環境を整え、就学前から小・中学校へ連携・連続した保育・教育の支援ができる体制整備を進めます。			
基本方向 生涯学習・スポーツ			
人をつなぎ 未来をひらく 学びのまちづくり			
基本方針 10■人と社会、学びをつなぐ環境をつくる	22地域の教育力向上を目指した学習環境等の充実	(1)社会教育団体との連携 (2)社会教育施設の機能向上 (3)大学連携事業	48
子どもから高齢者までさまざまな世代のライフステージに応じた学習機会の提供と学習内容の充実を図り、町民の主体的な学びを支援します。	23ライフステージに応じた学びの機会の支援	(1)青少年の学習機会の提供 (2)成人の学習機会の提供 (3)高齢者の学習機会の提供	49
	24学校・家庭・地域等との連携・協働	(1)学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実（再掲） (2)関係機関、町関係者、町民等との連携（再掲） (3)放課後児童健全育成事業の実施（再掲） (4)家庭の教育力充実への支援	50
基本方針 11■感性豊かに生きる学びの場をつくる	25文化に親しみ、文化を愛する環境づくり	(1)街中図書館機能に基づく学びの拠点づくり (2)「スタディアー」の実施 (3)芸術部門の「本物教室」の推進 (4)伝統文化団体・芸術文化活動等の発表機会の提供	51
町民のくらしの質を高め、潤いのあるものにするため、文化や本物の芸術に身近にふれられる機会、町の魅力を再発見する機会や環境を整えます。	26スポーツに親しみ、健康な体づくり	(1)総合型地域スポーツクラブ設立に向けた取り組みの推進 (2)スポーツ部門の「本物教室」の推進 (3)スポーツ環境・町総合運動公園等の整備	53
基本方針 12■誰もが楽しめるスポーツを推進する	27競技スポーツの振興	(1)選手や指導者の育成支援 (2)各種競技会の開催 (3)スポーツ環境・町総合運動公園等の整備（再掲）	54
子どもから高齢者まで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりとスポーツ選手にふれる機会を提供します。	28郷土愛の醸成	(1)伝統文化等の歴史的資源の活用 (2)文化財の保存・青少年活動の健全保護 (3)町歴史民俗資料館企画・展示等の充実 (4)「スタディアー」の実施（再掲）	55
基本方針 13■ふるさとをおもむく心を醸成する			
豊かな自然や伝統ある歴史など、町にある「学びの資源」を活用することで、町を大切にしたいと思える心を育みます。			

「真室川町の教育」をより色濃くする 7つの重点施策（虹のプラン）

重点施策1 未来に向けた「ふるさと学習」の推進

- ・地域の過去に学び、今を見つめ、未来を考えることで郷土のよさに気づかせ、校内、町内、町外に紹介・発信する活動をサポートしていきます。
- ・町の教育資源「人」「もの」「こと」などを活用した探究的な学びを推進し、町を誇りにおもいう心を醸成します。

重点施策2 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実

- ・児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的・協働的に課題を解決していく「探究型学習」を推進していきます。
- ・公営塾を学校と連携して開講し、児童生徒個々の学びに応じた学習の定着をサポートしていきます。

重点施策3 校種をこえた連続性のある学びの推進

- ・こども園・保育所、小・中学校で「人」「もの」「こと」に直接触れる「本物教室」を通して「感性教育」を推進します。
- ・異年齢と交流・学習する機会を設定し、成長への憧れや知的好奇心の醸成に向けて大学等との連携を進めます。

重点施策4 安心して子育てができる環境づくり

- ・安心して子育てができるよう、教育・保育サービス、施設設備等を充実していきます。
- ・こども園・保育所において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体化し、質の高い保育・教育を推進していきます。

重点施策5 町ならではの教育基盤の整備

- ・副教材費の無償化、公営塾（再掲）等、経済的側面からも子育てをサポートしていきます。
- ・「おいしいふるさと給食」で地産地消給食を一層推進するとともに、地産地消・郷土食等への補助を行い、子育てをサポートしていきます。

重点施策6 文化に親しみ、文化を愛する環境づくり

- ・誰もが、気軽に読書に親しむ「街中図書館構想」※を研究し、学びの拠点づくりを推進していきます。
- ※ 街中で本に親しむ環境を充実させ、町民の学習交流の場を創出する考え
- ・町の歴史・文化・自然・食に価値を見いだす大人の社会科見学「スタディツアー」等を企画し、町の魅力を再発見したり外への発信を促進したりしていきます。

重点施策7 スポーツに親しみ、健康な体づくり

- ・幼児から高齢者までの誰もが、気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備し、健康な体づくりをサポートしていきます。
- ・スポーツ選手等にふれる「本物教室」を開催し、スポーツを「する・みる・支える・知る」魅力を感じられるようにします。

行きたい学校

帰りたい家庭

住みたい地域

重点施策 1

未来に向けた「ふるさと学習」の推進

「ふるさと学習」の推進の目的

・町の教育資源「人」「もの」「こと」などを活用した探究的な学びを推進し、地域の過去に学び、今を見つめ、未来を考え、学んだことを

現状	これまでの取り組み								
<table border="1"> <tr> <td>今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合</td><td>小学校 86.6%</td></tr> <tr> <td></td><td>中学校 75.8%</td></tr> <tr> <td>地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある児童生徒の割合</td><td>小学校 55.0%</td></tr> <tr> <td></td><td>中学校 42.2%</td></tr> </table>	今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 86.6%		中学校 75.8%	地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある児童生徒の割合	小学校 55.0%		中学校 42.2%	各校の計画に基づく、生活科や総合的な学習の時間における町の教育資源を活用した学習の展開
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 86.6%								
	中学校 75.8%								
地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある児童生徒の割合	小学校 55.0%								
	中学校 42.2%								
	課題 - 学んだことを校内、町内、町外に紹介・発信する取り組み - こ・保・小・中連携の視点からの学習計画の整備								

2023 年目標	現状維持
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 60.0%
	中学校 60.0%
地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある児童生徒の割合	小学校 60.0%
	中学校 60.0%

強化する取組

学んだことを発信する活動を核とした こ・保・小・中の系統的な「ふるさと学習」の展開

効果

町の教育資源

伝統・伝承文化
人
歴史
食
自然
産業
施設

町を学ぶ地域教材を活用して

生活科・総合的な学習を中心として 各教科等と関連させて
探究的な学び
※「課題の設定」→「情報収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」→※

ふるさと学習

こ・保 小学校低学年 小学校中学年 小学校高学年 中学校

遊ぶ

直接体験する

感性教育

提案・企画・発信



関わる・支える

真室川キッズブランドづくり
起業家教育 ※
「ふるさと検定」等の実施

町を誇りに
おもう心の醸成

町の未来を創造

町のよさの
発見・発信

町に生きる
意欲の喚起

※起業のプロセスとして「販売体験」「決算活動」などを疑似体験の中で、起業家精神といわれる「チャレンジ精神」や「創造性」を養うこと。
例) 真室川キッズブランドの商品化

伝承文化団体等の地域で活躍する団体、町関係課、高校生を含めた多くの町民

重点施策 2

～ 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実

真室川町学習支援センター「公営塾」

事業の目的

土・日曜日や長期休業、放課後等を活用して、希望する児童生徒に学びの場を提供し、児童・生徒の個々に応じた学びの充実を支援する。

現状

※中学3年数学・英語NRT推移

H27以降、改善の兆しはあるものの、全国平均との格差

※英検3級程度以上の生徒(中3)

<国> 36.1% <県> 32.2%
<町> 28.2% (H29) 受験率(3年生3級以上)
27.3%(H28) 21%

※学習環境格差

通塾している生徒の割合(中3)
<国> 61.1% <町> 19.4%

※国の動向

- 2019年度より全国学テで英語実施
- 2020年度より小学校5年～での外国語教科化
- 2021年度より中学校で新学習要領完全実施(1,200語→1,800語)
- 2020年度 大学入試改革 英語4技能化 英検等民間の検定試験等の活用

これまでの取り組み

学習指導の充実

- 授業改善研究・校内テスト(定期、基礎基本)
- 授業と連携させた家庭学習指導
- 指導主幹配置

英語

- ALT2名、真小配置英語指導補助員配置
- 2日各小学校訪問・英語検定受験料助成(H30～)

数学

- 家庭学習支援講座「梅の里チャレンジ塾」H29.3～
- 個別指導方式 小6春休5回 中1 土・長期休20回
- 家庭学習時間の向上 ●低い参加率(一部活動) □他学年の開講希望

課題

- ◇学びの環境格差の改善
- ◇個への支援充実 → 基礎力養成とつまづき解消
- ◇保護者児童生徒の進路意識向上

強化する取り組み

英語力向上サポート

- ・自学自習と英検受験支援
- ・小学校5年生～ 2～5級受験希望の対象者コース別
- ・週1回(日・月等の夜間) 年間35回+ALTキャンプ・留学生交流
- ・指導者 業務委託+サポーター 英語検定受験料助成

算数数学力向上サポート

- ・算数数学基礎力の向上
- ・小学校5・6年生中学生の希望者 コース別
- ・小学生5・6年春休5回 中学3年生夏休5回 中学1・2年春休5回
- ・指導者 業務委託+サポーター 中学生1・2年は夜間開催

- ・学校保護者講演会との連携
- ・小中高企業訪問
- ・(放課後)本物教室開催 プログラミング教室・サイエンス教室

進路意識の向上

英検3級以上
受験率} 県を上回る
合格率}

算数・数学
全国学テ・NRT
で全国同等水準

効果

- ・英語社会対応の
人づくり
- ・町ならではの
教育基盤づくり

重点施策3

校種をこえた連続性のある学びの推進

目的

- ・こども園・保育所、小・中学校で「人」「もの」「こと」に直接触れる「本物教室」を通して、豊かな感性を育む。
- ・異年齢と交流・学習する機会を設定し、成長への憧れや知的好奇心を醸成する。

現状

将来の夢や希望を持っている児童生徒
割合 小学校 91.7% 中学校 72.7%

強化する取組

こ・保・小・中における活動、学習の系統的な実践

2023年目標

将来の夢や希望を持っている児童生徒
割合 小学校 現状維持 中学校 80%



重点施策3関連事業

大学連携推進事業

現状

- 近隣に高等教育機関(大学)が無い。
- ⇒子どもが身近にあこがれる存在を持ちにくい。
- ⇒距離的に遠いため大学との連携が取りにくい。

事業のねらい

真室川町全体をフィールドとし、町住民と、地域の教育資源を通じた大学生との交流活動を「学びの場」として位置づけ、各大学とその特色に応じた連携を行う。2019年度は山形大学(山大フィールドワーク)に、新たに聖心女子大学、東北芸術工科大学も加え、各大学の特色に応じた連携を目指していく。

事業展開イメージ

真室川町全体がフィールド



事業実施による効果

地域・学校への効果

- 若者が地域に入ることによる地域の活性化
- 地域住民との継続的交流による交流人口拡大
- 学生の目による地域の再発見と地元への誇りの熟成
- 大学が持つ知識やノウハウを生かした地域課題の解決
- 情報発信力の向上

大学側への効果

- 学生の実践の場
- 学生の人材育成(課題発見・探究・解決能力、コミュニケーション能力、プレゼン能力の向上)
- 教育・研究活動へのフィードバック
- 豊かな地域社会の建設に関わる人材の輩出

重点施策4

安心して子育てができる環境づくり

現 状

子育てしやすい環境づくりに必要なことは

総合戦略アンケート(H27)より

- Q. 町の子育てやすさについて
「しやすい」と答えた人は**全体の2割強**
- Q. 子育てしやすい環境整備に必要なこと 上位4項目
1. 出産費用や育児にかかる医療費の負担軽減 57.6%
 2. 保育所等の費用や教育費の負担軽減 35.3%
 3. 職場の理解と協力 31.3%
 4. 保育所等の施設の整備やサービスの充実 23.2%

保護者負担の軽減・子育て支援サービスの充実・施設整備等が求められている！

現在の町の子育て支援事業は

妊娠出産期 → 乳幼児期 → 就学期



施【町内各施設受入れ年齢】

町立保育所 1歳6か月～5歳
たんぽぽこども園 8か月～5歳
キッズハウス 2か月～2歳

保育料の利用者負担軽減事業

学童保育事業

延長保育事業

放課後子ども教室

取組み

子育てしやすい町にするには

1. 教育・保育サービスの充実等

①就学前教育（幼児教育）の充実・強化

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を具体化し、質の高い保育・教育の推進
健康な心と体 自立心 協同性 道徳性・規範意識の芽生え
社会生活との関わり 思考力の芽生え 自然との関わり・生命尊重
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 言葉による伝え合い
豊かな感性と表現

②保育環境改善

③保育施設整備

④未満児の受入れ定数の拡大

- 保育・教育の充実
- 待機児童の解消
- 子育て世帯への支援の充実

2. 子育て支援の充実強化

①子育て家庭の経済的負担軽減

②家庭保育への支援

③一時預かりの事業等の充実

第二期 町子ども・子育て支援事業計画の策定

本町の地域の実情に即した子育て支援を具体的に推進するための指針

子育てに夢を持てる環境づくりをすること
⇒ 子育てのしやすさ「満足度」をアップさせる

**安心して
子育てができる町
「真室川町」**

重点施策5

町ならではの教育基盤の整備

現 状

- ・ドリル、テスト、図工材料など補助的教材分はH30年度から無償
- ・ノート、定規等の個人所有の文房具、PTA会費、ジャージ等は保護者負担



- ・もっと地産地消を進めたい
- ・地元食材や料理を知ってほしい
- ・正しい食習慣、食生活を身につけてほしい
- ・給食費値上げは負担が大きい
- ・現状の給食費、小学校275円、中学校325円では質の維持が困難である



取組み

ねらい

- 保護者負担の軽減による子育て支援の充実
- 郷土に興味関心を持つことによる郷土愛の醸成
- さらなる地産地消・食育推進、給食の質の向上

副教材費の無償化の継続

児童生徒の副教材費を公費負担
副教材の例…各種ドリル、テスト、副読本
図工工作材料、家庭科実習用材料
保護者理解の場を多く設ける

公営塾の拡大充実

英語力向上サポート
算数数学基礎力の向上



「おいしいふるさと給食」による地産地消給食の推進

学校給食会計への補助

- 地産地消への補助
- 郷土食への補助 (例…納豆汁、芋煮)
- 食材高騰分の補助 (例…米飯、牛乳の値上がり)

特色ある給食提供への補助

○地元の食材を使ったメニュー提供のための補助
例…真室川牛のハンバーグ、ハンバーガー
TV番組で伝承野菜を使ったシェフの招聘
献立作成委員会でのメニュー考案
家庭との連携、食育の推進



目指す将来像

子育てに夢をもてる環境づくり

現 状

実際には多くの資源があるが
「真室川って
何もない」
が町民の口癖

小学校・中学校では
伝承野菜や伝承文化
など真室川の資源を
積極的に学んでいるが
大人の学びは？

総合戦略アンケート (H27)
「町に住み続けたい」
57.8%

町の良いところを見つめなおす活動が必要

ポイント

○テーマ性

町の資源をストーリー
仕立てて学ぶ修学旅行。
見学だけでなく、歴史や
背景なども体系的に学
ぶ。

○若者参加

「大学連携」と組み合
わせて大学生などの若者
の参加を得て、地域住民
とふれあうきっかけに。

○SNS 活用

SNS を活用した情報発
信を積極的に行い、事業
のPR や、町の魅力発信
に活用する。

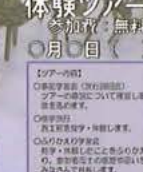
施 策

回覧 まむろがわスタディツアー大人の社会科見学
農村と手仕事文化

時間	イベント	場所
8:30	開演式	公民館
8:50	昼食	〃
10:00	見学	手仕事 展示場
12:00	昼食	〃
13:00	9-10月7 体験	〃



真室川町は、中山間地。古くから
稲作が盛んでした。また、県内でも
有数の産地であり、11月頃から
3月まで収穫は続くといわれます。
そんな真室川町で生まれた手
仕事文化。現在でも少人数ながらこれ
らの手仕事文化を後世に伝えよう
とする方々がいます。
今秋の修学旅行は、手仕事文化を
実際に体験しながら、真室川町の魅
力について学んでいく予定です。



【ツアー内容】
○事前学習会（町内公民館）
ツアー参加者について確認し、
注意事項を説明。
○見学行程
真室川町内を巡り、手仕事を
見学・体験し、その魅力を学ぶ。
○お土産の購入
真室川町の産品を買い、お土産
として持ち帰る。

H31 年度
参加者数
40 名

アウトプット指標

H35 年度
参加者数のべ
200 名

将来像

「真室川って
宝物だらけ」
→郷土愛の醸成

保護者等の地域の大人が
積極的に学ぶ
→地域教育力の向上

町民が積極的に
人を招くようになる
→交流人口の増大

アウトカム指標
総合戦略アンケート
「町に住み続けたい」
70%以上

温原

バトミ

ルチオトンボ

名瀑

自然・希少動物

事業内容

- 対象は、町民+町に興味のある
大人（大学生などを想定）
- 2プラン/年×3年程度
（計6プラン）
- 参加者数はマイクロバス1台
（事務局を除くと20名）程度
- 事前説明会で予習
- ふりかえりで感想をまとめ
⇒情報発信につなげる
- 参加費無料（昼食代は自己負担）

手仕事文化

つる細工

わら細工

漆塗り

野々村ため池

木匠アソシ

除雪体験

冬花火

郷土料理

鮭延秀綱

鮭延城跡

正源寺土偶

銅像如来倚像

薬師如来座像

勘次郎胡瓜

基五右エ門芋

戊辰戦争台場跡

巨木

中川木鈴

わらべ唄

番楽

昔語り

囃子

伝承芸能

トロッコ

トロッコ遺構

杉苗農家

製材工場

森ノミックスの最先端

図書室の課題

- 少ない蔵書数・貸出点数
県内31位/35自治体
(H30蔵書・貸出ともに)
- 大人の読書
環境整備必要
（「子どもの読書活動推進計画」
検討会での発言）
- 小学生の学習「町の課題」で、
図書館を求める声多数
- 小さく狭い図書室
面積も狭く、閲覧スペースも
少なく利用しづらい（利用
者・社会教育委員会談）

図書に親しむ環境

学習スペース

地域課題への対応

- 町内に利用しやすい学習ス
ペースが少ない市立図書館、
市内民間施設・ゆめりあなど
を利用（高校生）
- 町総合保健施設の2階での利
用もあるが、距離が遠く、バ
スなどを利用しなければならない（中学生・高校生）

- 住民同士の交流の希薄化
大人がゆっくりとすごせる
居場所づくり
- 地域コミュニティの再構築
人口減少社会に対応した地
域コミュニティの構築
- 地縁だけではなく、新たな枠
組みのコミュニティとしての
活用

【コンセプト】 知の拠点化と本を介した交流の場の創出

- 少ない資源を有効に活用し、ネットワーク化することで、より多くの本に親
しむ環境を提供し、豊かな生き方を追求
- 本を介して住民同士、人と人がつながる場をめざす
- 落ち着いた学習の場を確保し、知的好奇心の高まりをめざす

拠点

- 知の拠点 蔵書の増により、町民の読書環境の大幅な改善と課題解決支援
- 本を介した交流の場 読み聞かせ活動など人々の交流の場を提供
- 大人の居場所 時間を気にせず、談話できるスペースを提供

中央公民館図書室

まざれや

小中学校図書室

歴史民俗資料館

新たな拠点

移動図書館

ネットワーク化

平成31年度
町図書環境のあり方を
ワーキンググループで検討

構成：委員長1人（大学）
委員8人（読み聞かせ団体代表ほか公費町民等）
内容：検討会議 年間4回程度（うち1回は先進地視察）

目指す将来像

大人も子ども
知的好奇心が向上

学校図書
活動の充実

本に親しむ
文化の醸成

読書ボランティア
が活躍

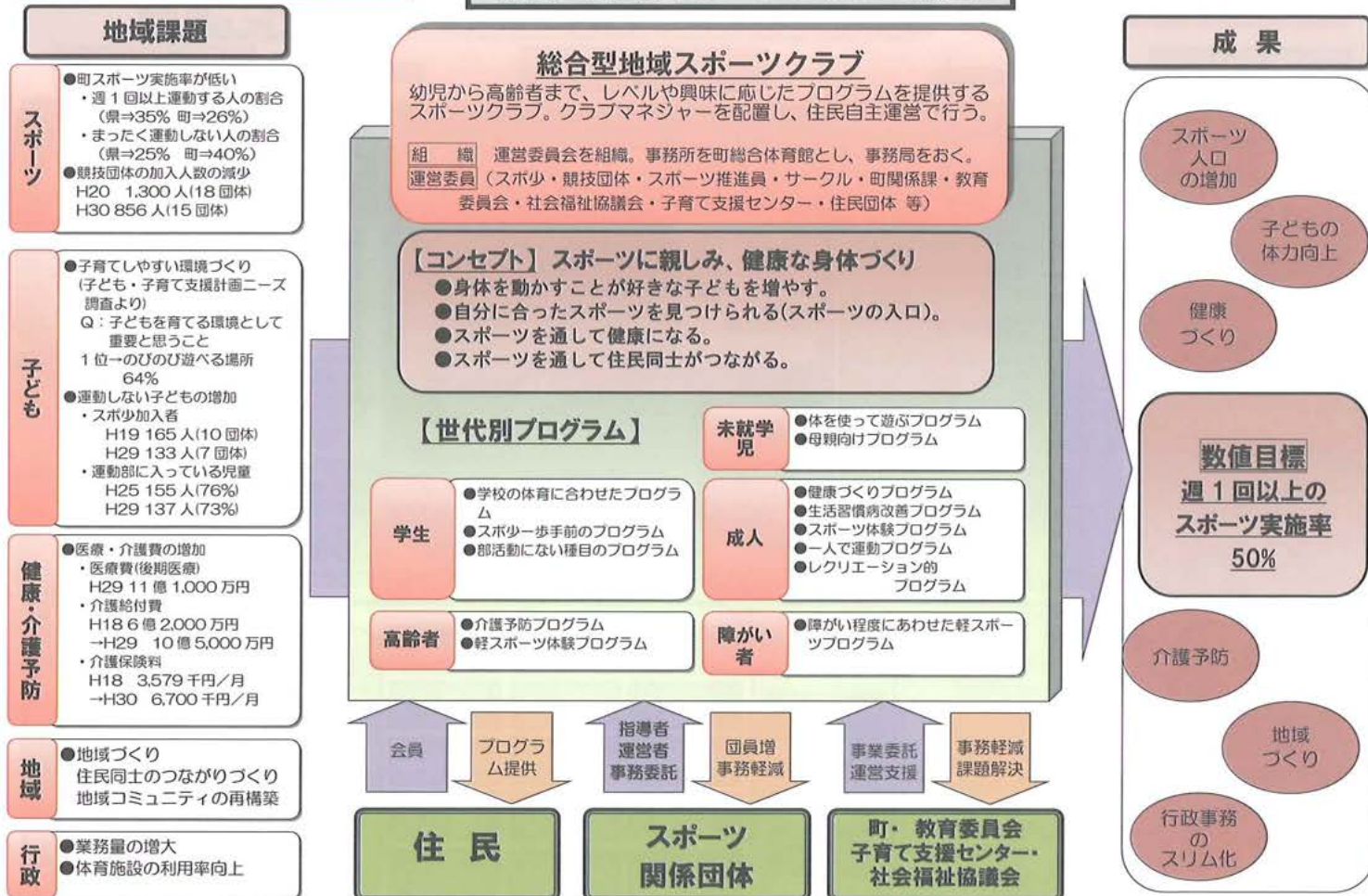
豊かな生き方
の追求

知の拠点整備による
地域課題の解決支援

地域住民の
交流の活発化

住民主体による地
域づくりへの多様
なアプローチ

総合型地域スポーツクラブの概要



第4章

施策と 主な取り組み

基本方向 学校教育

志高く 確かな学力を育む 人づくり

- 基本方針 1 いのちを尊重し、豊かな心を育成する
- 基本方針 2 たくましく、健やかな体を育成する
- 基本方針 3 確かな学力を育成する
- 基本方針 4 未来に向け、自己の生き方を考える力を育成する
- 基本方針 5 グローバル化・情報化に対応した力を育成する
- 基本方針 6 学びを支える土台づくりを推進する

基本方向 家庭教育・子育て支援

安心し 子育てができる 環境づくり

- 基本方針 7 家庭教育の充実を図る
- 基本方針 8 子（個）の学習支援の充実を図る
- 基本方針 9 子育てに夢をもてる環境をつくる

基本方向 生涯学習・スポーツ学校教育

人をつなぎ 未来をひらく 学びのまちづくり

- 基本方針10 人と社会、学びをつなぐ環境をつく
- 基本方針11 感性豊かに生きる学びの場をつくる
- 基本方針12 誰もが楽しめるスポーツを推進する
- 基本方針13 ふるさとをおもう心を耕す場をつくる

第4章 施策と主な取り組み

◆ 基本方向 学校教育

志高く 確かな学力を育む 人づくり

基本方針 1

いのちを尊重し、
豊かな心を育成する

学校の教育活動全体で「いのちの教育」「道徳教育」を推進し、自らを認め、自らを信じる力、相手を思いやる心の醸成を図り、子どもたちの豊かな情操を養います。

施策 1 「いのちの教育」の推進

【現状と課題】

学校教育では、いのちを大切にする取り組みや道徳教育、体験活動の充実を図ってきました。その結果、子どもたちの自尊感情が高まっています。

子どもは、学校・家庭・地域のつながりの中で生活しています。これまで学校教育で行われてきた「いのちの教育」を家庭や地域においてもそれぞれの役割を果たしながら推進していくことが大切です。

【主な取り組み】

(1) 学校における「いのちの教育」の充実

- ① 学校ごとに「いのちの日」を設定し、いのちの大切さや将来の生き方を考える場を設けます。
- ② 日常の授業の中で一人ひとりの考えを大切にするのが「いのちの教育」につながることを理解し、日々の授業を大切にします。
- ③ 栽培活動等を直接体験する機会を設定し、いのちあるものを大切に育てていく心を醸成します。

（２）家庭における「いのちの教育」の充実

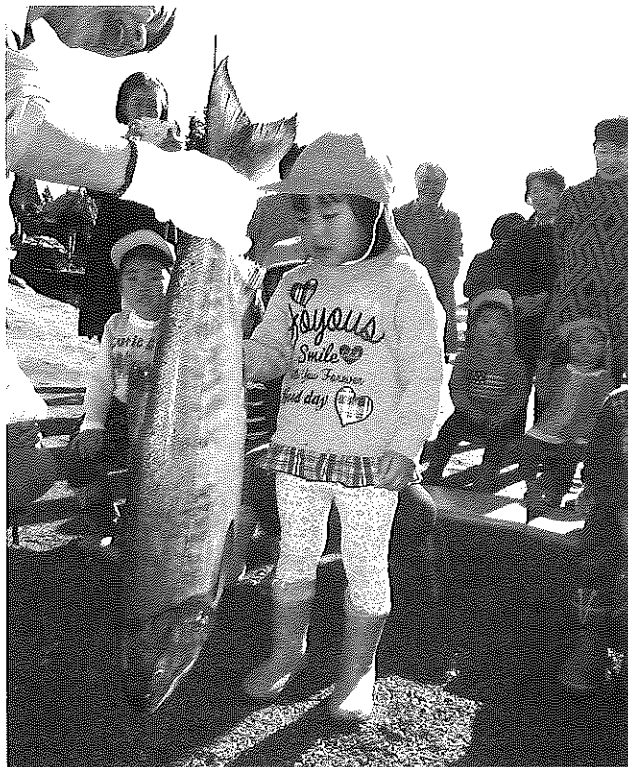
子どもが「自分は愛されている、大切にされている」ことを体感できるような子育てになるよう、家庭教育の大切さを学ぶ機会を提供します。

（３）地域における「いのちの教育」の充実

地域の中で「人の役に立てた」「自分が必要とされている」という自己有用感、自己存在感を高めるため、ボランティア体験や地域貢献活動などを充実させます。

（４）道徳教育の充実

- ① 考え、議論する「特別の教科 道徳」を中心に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
- ② 町社会科副読本別冊を作成・活用し、真室川町の礎をつくった先人等の苦労や努力、その生き方に学び、思いやりの心を醸成します。



施策 2

いじめ防止・不登校対策の充実

【現状と課題】

いじめや不登校の問題は、一人ひとりの生命や生き方にかかわるものであり、学校における最重要課題の一つとなっています。

平成30年3月に改定した「真室川町いじめ防止基本方針」を受け、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を改定し、子どもに寄り添う指導が行われています。

いじめの認知件数は、各学校のいじめの定義に基づく適切な認知により、割合としては県と比較して低いものの、年々増加傾向にあります。SNSのトラブルによる問題等も発生しており、いじめにつながる様態が見えにくいケースもあり未然防止の対策が必要です。

【主な取り組み】

(1) いじめ防止に向けた総合的な対応

- ① 町教育委員会及び各学校において策定した「いじめ防止基本方針」に添って、いじめの未然防止、早期発見に力を入れます。
- ② 町いじめ問題対策専門委員会、町いじめ問題対策連絡協議会を設置・開催し、学校・家庭・地域・関係機関が連携した取り組みを協議し、いじめ問題に組織的・総合的に対応します。
- ③ 小学校・中学校・県立新庄神室産業高等学校真室川校参加による合同の町生徒指導連絡協議会を開催し、情報の共有・連携に努めます。

(2) 安心して過ごせる居場所づくり

- ① 日常の授業の中で「認め合い」「支え合い」「高め合う」良好な人間関係を築き、子どもたちが安心して、生き生きと学ぶ授業づくりを推進します。
- ② 児童会・生徒会主体のいじめをなくすための取り組み、仲間との関わりを深める活動等を通し、いじめの未然防止につなげます。
- ③ 子どもの心に寄り添い、心の変化を見逃さず対応できるように、組織的・計画的な生徒指導・教育相談体制を構築します。
- ④ いじめアンケートや子どもたちの学校生活の状態を調べる市販のアンケート等を活用しながら、日常的に子どもの人間関係の把握に努め、望ましい人間関係になるよう、適切に支援します。
- ⑤ いじめ・不登校の未然防止の観点から常日頃より関係機関（県スクールカウンセラー・県教育相談員・エリアスクールソーシャルワーカー※・他外部関係機関等）と連携を図り、相談できる体制を構築します。

※エリアスクールソーシャルワーカー

山形県が独自にいじめに係る会議や研修等を支援していくために、教育事務所に配置している専門職。

基本方針 2 **たくましく、 健やかな体を 育成する**

生涯にわたって多くのことを体験し、学び続けるなど、豊かで活力ある生活を送るために、健康でたくましい体を育みます。

施策 3 **子どもの体力向上に向けた**

取り組みの充実

【現状と課題】

日常的に運動している子としていない子に分かれる傾向が見られ、結果、体力・運動能力の二極化となって現れています。そのため、学校では、体育授業の充実と併せ、子どもの運動習慣の改善に取り組む必要があります。

また、運動をしている子の中には、過度な運動により課題も出てきました。発達段階や生活リズムに応じた適正な活動時間、内容などの適切な部活動等の在り方に配慮が必要です。

【主な取り組み】

(1) 体育授業の充実

- ① 体育の授業の中で一人ひとりの体を動かす時間を十分確保し、運動する心地よさを味わわせます。
- ② 運動やスポーツとの多様な関わり方ができるようにする観点から、技能面の指導に偏ることなく「する・みる・支える」に「知る」を加え、運動やスポーツについての興味や関心を高めます。

(2) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析と対応

- ① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果から実態や課題を点検し、課題解決に向けた「1学校1取り組み」を実践します。
- ② 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を分析し、家庭に説明することで家庭と課題を共有し、連携して子どもの運動習慣の改善に取り組みます。

(3) 適切な運動部活動等の推進

国・県・町・学校が定める運動部活動のガイドライン等に則り、子どもたちがバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができる適切な活動になるために、関係団体や家庭と連携していきます。

施策 4

食育・健康教育の推進

【現状と課題】

各学校では食に関する指導を工夫しながら行っています。朝食をしっかりと食べるなどの望ましい食習慣は改善がみられるものの、自然の恵みや生産者への感謝の心の育成などには今後も取り組んでいく必要があります。また、取り組みを進めるにあたっては、子どもたちの食事のほとんどは家庭でとられていることから、学校と家庭が一緒になった実践がより一層必要です。

【主な取り組み】

(1) 食に関する指導計画に基づく実践

子どもや地域の実態等に応じた指導を充実させ、食による心身の健康づくりを推進します。

(2) 幼児期からの食育・健康教育の実施

食育・健康は生きる上での基本であるため、家庭や地域と一緒に食育や健康教育を推進していきます。幼児期からの取り組みを推進することにより望ましい食習慣や歯磨き習慣などの定着を図ります。

(3) おいしいふるさと給食による地産地消給食の推進及び安全安心な給食の提供

① 地元食材を使った地産地消給食の提供により、食料の生産・流通や地域への食文化への理解促進を図ります。また、栽培、収穫、調理などの体験活動の充実により、食事の重要性を理解させるとともに、自然の恵みや生産者への感謝の心も醸成します。

② 安全で安心な食材を使った給食を提供します。食物アレルギーがある子に対しては、保護者と緊密な連携を図り、子どもの安全を最優先にした対応を行います。



施策 5

生活リズムの改善と

メディアコントロール

【現状と課題】

現在の子どもたちは、テレビやインターネット等の動画を見る時間、ゲームをする時間に加え、スマートフォン等に触る時間が多くなってきています。中には、スマートフォン等への依存傾向がみられる子どももいて、生活リズムの乱れなどが心配されています。学校と家庭が一緒になった取り組みがより一層必要です。

【主な取り組み】

(1) 学校保健委員会の活用と家庭との連携

各学校で「生活リズムアンケート」を実施し、継続して記録をとるとともに、実態を基に学校保健委員会で協議し、指導に役立てるようにします。また、その結果をもとに保護者とともに考える場の設定を充実させます。

(2) 関係団体との連携

学校保健委員会、青少年育成町民会議、PTA連絡協議会、学社連携推進会議、養護・栄養部会等との連携を強化しながら生活リズムの改善に取り組みます。

(3) 幼児期からのメディアコントロール

メディアとの上手な付き合い方について、こども園・保育所などの幼児期の段階から、子どもと保護者が学ぶ機会を設定します。



基本方針 3

確かな学力を育成する

変化の激しい社会をたくましく生き抜くために、自ら考え、主体的に判断し、柔軟に対応する力を育みます。

施策 6 確かな学力の育成

【現状と課題】

「学び合い」などの主体的・協働的な学習に力を入れてきた結果、共に学び合う中で個々の学習を高めていこうとする意欲が向上しています。授業では、課題解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいる。」と答える子どもの割合が高くなっています。

今後は、個々の学習状況を確実に評価し、個に応じた学習の定着を図る必要があります。また、「人」「もの」「こと」に直接触れる機会を大切にし、知的好奇心を高めながら主体的に学習に取り組んでいけるように工夫することが必要です。

【主な取り組み】

(1) 探究型学習の推進

- ① 子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら課題を見つけ、主体的・対話的に考えて解決していく力を育成するために探究型学習を推進します。
- ② 各学校における校内研究の中で、授業研究会を中心にしながら、日常的に授業改善を進めます。

(2) 「授業づくりの5つの基本ポイント」※の徹底

町の「授業づくりの5つの基本ポイント」に示している授業づくりと指導を徹底して行います。特にねらいを明確にした指導を行い、定着しているかどうかの確認をしっかりと行うことを重視していきます。

(3) 最上教育事務所・地区教育研究センター・大学との連携

外部機関等からの指導・助言者を積極的に招聘した授業研究会を通して、児童生徒の確かな学力の定着に向けた指導の在り方の研究を推進していきます。

(4) 全国学力・学習状況調査等の分析・活用

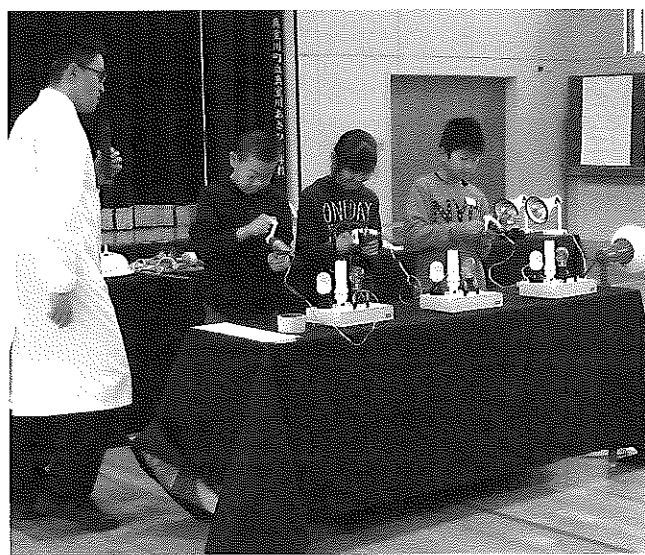
- ① 公費負担で知能検査や民間の学力テストを実施し、一人ひとりの実態把握

と指導に生かしていきます。

- ② 町と学校で全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、それぞれの課題と今後の対応を明らかにして保護者や地域に公表・説明していきます。よさや課題を共有しながら、学校と家庭・地域が一体となった学力向上策を進めていきます。

※授業づくり5つのポイント

- ポイント① 授業のはじめに学習課題や学習問題を示す。
- ポイント② 自分の考えなどを書く活動を取り入れる。
- ポイント③ ねらいをはっきりさせた協働的な学習を取り入れていく。
- ポイント④ 学習の最後にまとめる時間を確実にとる。
- ポイント⑤ どのような力が身に付いたかをしっかり評価する。



施策 7 校種をこえた

連続性のある学びの推進

【現状と課題】

こども園・保育所、小学校、中学校への円滑な移行が求められる中、こ・保・小連携教育研修会、小中連携教育研修会、特別支援教育推進委員会等の合同会議や研修会を実施し、互いの立場の理解が進み、各学校等で工夫した実践が行われています。

子どもの学びの連続性を保障するためには、共通して実践していくことや実践を通して育ってほしい姿を明確にしていくことが必要です。指導の在り方等にまで踏み込んだ、こ・保・小・中の連携をより一層具体化させていくことが必要です。

【主な取り組み】

(1) 「本物教室」※¹による感性教育の推進

こ・保・小・中で「人」「もの」「こと」に直接触れる体験学習「本物教室」を通して、子どもたちの五感を刺激し、しなやかな思考を育てる感性教育を推進します。

(2) 異年齢（大学生等）との交流及び学習機会の設定

- ① 高校生や大学生と交流・学習する機会を設定し、活動を通して学習に携わる者すべての知的好奇心を醸成します。併せて、子どもたちの進路意識の高揚を図ります。
- ② 育ってほしい姿を明確にした、こ・保・小・中の校種間交流活動を積極的に推進します。活動を通して、年下の子は年上の子に対する憧れ、年上の子は年下の子を見て自分の成長を実感できるようにしていきます。

(3) こ・保・小・中の連携による教育の推進

- ① 特別支援教育推進委員会等の情報を共有し、個々のニーズに応じた支援を行います。
- ② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」※²を踏まえた小学校のスタートカリキュラム※³を充実させます。
- ③ こ・保・小・中のスムーズな接続を図るため、ねらいを明確にした「こ・保・小連携」「小小連携」「小中連携」を充実し、子ども一人ひとりの指導等について、しっかりと引き継ぎを行います。

※1 本物教室

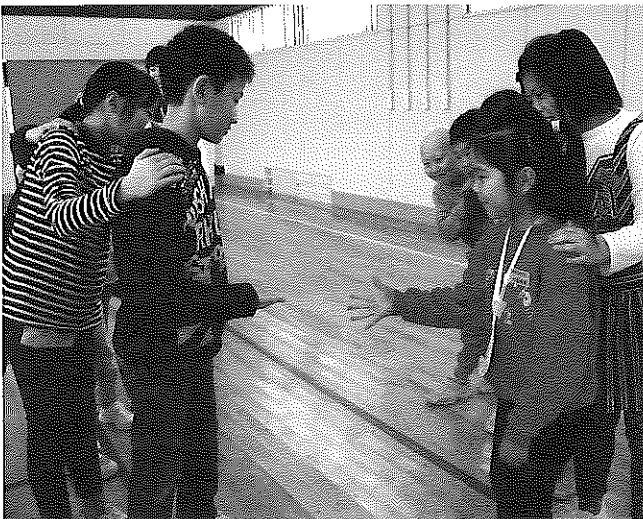
「人」(一流のスポーツ選手、シェフ、落語家等)、「もの」(実物)、「こと」(演劇、コンサート、芸能等)に直接触れる体験学習

※2 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

幼稚園教育要領、保育所保育指針「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

※3 スタートカリキュラム

小学校へ就学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム



施策 8 個の能力を伸ばすための

きめ細かな指導の充実

【現状と課題】

各学校で「学び合い」などの主体的・協働的な学習が行われ、子ども同士が、対話を通して互いに高め合ったり、支え合ったりする姿が見られます。また、町では特別支援教育推進体制を整え、子どもへの適切な支援や指導方法への共通理解が図られています。しかし、特別な配慮を要する子どもは増加しており、その子どもたちを含め、一人ひとりの多様なニーズに応じた学びが保障される取り組みがさらに大切です。

【主な取り組み】

(1) 探究型学習の推進（施策6―(1)再掲）

- ① 子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら課題を見つけ、主体的・対話的に考えて解決していく力を育成するために探究型学習を推進します。
- ② 各学校における校内研究の中で、授業研究会を中心にしながら、日常的に授業改善を進めます。

(2) 学習指導員・支援員等の配置

- ① 一人ひとりの学習保障のため、町の学習指導員や町の学習支援員を配置します。
- ② 学校・家庭・地域の連携協働推進事業を活用し、コーディネーターを中心とし、学習支援、図書支援、地域連携を進めます。
- ③ 教職員を対象とした専門家による特別支援教育に係る研修、学習指導員や学習支援員を対象とした支援スキル研修等を実施し、支援の充実を図ります。

(3) 公営塾の拡大充実

公営塾を開講し、学校・家庭・地域が連携し、個別の学びに応じた学習の定着をサポートしていきます。

基本方針 4

未来に向け、自己の生き方を考える力を育成する

郷土の豊かな歴史、文化、自然、産業を生かし、本物体験重視の教育を展開し、子どもの知的好奇心を高めます。

学んだことを基に、「創る、発信する」などのアウトプットする学習を大切にします。

虹のプラン 重点施策1

施策 9 未来に向けた「ふるさと学習」の推進

【現状と課題】

町には、自然、歴史、文化、食などの地域資源が多くあり、学校教育や生涯学習の活動に取り入れられています。地域の行事に参加している子どもの割合は県や全国平均よりも多く、子どもたちの郷土愛の醸成につながっています。

ふるさとである真室川町を一層誇りに思えるように、全ての学校、こども園・保育所で、ふるさとのよさを感じることができる探究的な学びや体験の機会を、計画的・系統的に提供することが大切になります。加えて、学びを通して得たことを校内、町内、町外に紹介・発信する取り組みが一層期待されています。

【主な取り組み】

(1) 「真室川キッズブランド」※¹づくりの推進

- ① 幼児期の遊び、生活科、総合的な学習の時間を中心に、町のエデュケーション資源「人」「もの」「こと」などを活用した探究的な学びや体験を充実させます。
- ② 中学校段階で「真室川キッズブランド」として提案・企画・発信できるように、こども園・保育所段階から系統的に学習を進めます。
- ③ 「真室川キッズブランド」づくりを通して、起業家教育※²を推進します。

(2) 町を学ぶ地域教材の作成・活用

郷土を知り、郷土に学ぶ授業を充実させるため、町社会科副読本を積極的に活用します。また、関係機関等と連携し、町の自然や歴史、偉人・先人の

業績、伝統文化・文化財、経済や産業などに触れることができる地域教材を作成し、小・中学校の授業、生涯学習での活用を促します。

(3) 「ふるさと検定」等の実施

「ふるさと検定」を実施し、町のことをもっと知りたいという意欲と町のよさを再認識することを通して郷土愛を醸成します。

(4) 関係機関、町関係課、町民等との連携

伝承文化団体等の地域で活躍する様々な団体、町関係課、高校生を含めた多くの町民の協力による、町ぐるみのふるさと学習を推進します。多くの町民がふるさと学習に携わることで、町民自身の郷土愛も醸成します。

※1 真室川キッズブランド

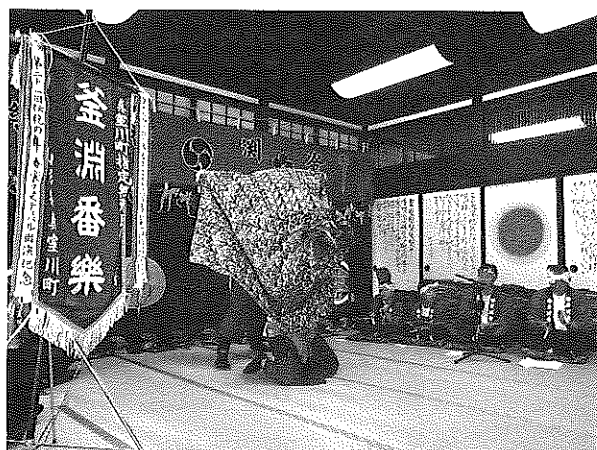
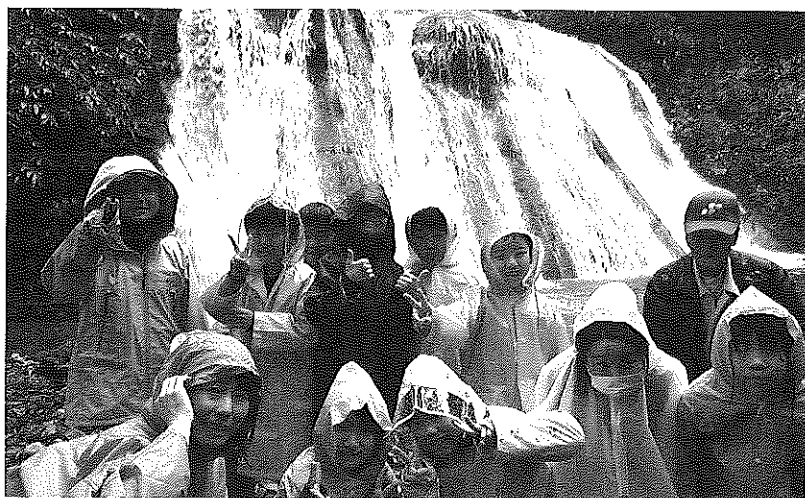
「真室川ブランド」の子ども発案版

「真室川ブランド」…真室川町の地域そのものの魅力を高める「地域ブランド化」の取り組みの一つ。町の魅力を具体的な形として体现し、町のイメージアップにつながるような産品を「真室川ブランド」として認定していく制度。

※2 起業家教育

起業のプロセスとして「販売体験」「決算活動」などを疑似体験する中で、起業家精神といわれる「チャレンジ精神」や「創造性」を養うこと。

例) 真室川キッズブランドの商品化



施策10

「本物体験」による

キャリア教育の推進

【現状と課題】

各学校では、地域や関係機関の協力を得て、体験的な学習活動を積極的に取り入れてきました。中学校では、職場体験学習や職業講話、上級学校訪問などを実施し、子どもたちは働くことの意義や将来の職業に対する興味を高めています。

子どもたちが、将来、職業を通じて、社会的自立に向けて必要となる能力や態度を身につけることができるように、系統的なキャリア教育を推進していく必要があります。また、実体験を伴ったキャリア教育を推進し、町や最上地域についての理解を深め、地域を支える人材の育成につなげることが大切になってきます。

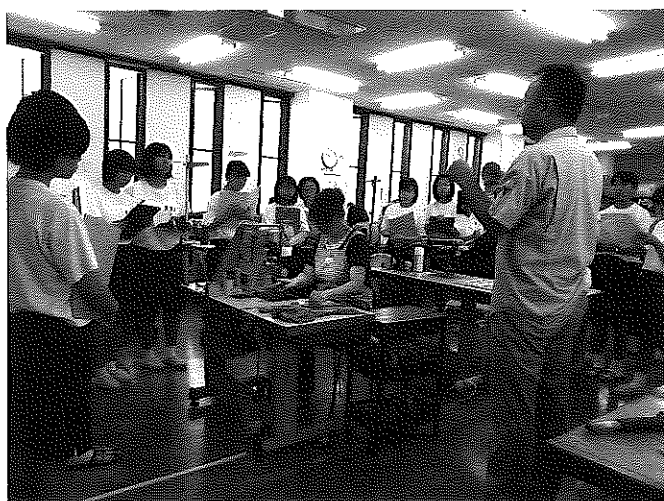
【主な取り組み】

（１）体系的なキャリア教育の推進

- ① 真室川中学校区「小中連携キャリア教育の系統」に基づき、発達段階に応じた教育を計画的に進めていきます。
- ② 関係機関と連携を図りながら、地域の特色を生かした、実体験を伴ったキャリア教育を推進していきます。

（２）「本物体験」を通した勤労観や職業観の育成

- ① 「ふるさと学習」「本物教室」、生活科や総合的な学習の時間等において、本物の体験を重視した実践的な学習活動を展開します。
- ② 勤労観や職業観を育てる、中学校の職場体験学習は、事前・事後学習を大切に扱いながら継続します。



基本方針 5

グローバル化・情報化に 対応した力を育成する

グローバル化が進む社会において、国際社会で生き抜くために必要なスキルを高めます。

施策 1 1

こ・保・小・中一貫の

外国語活動・外国語教育の推進

【現状と課題】

国際化、情報化、科学技術の発展など社会の変化は、これまで経験したことのない速さで進行しています。時代の変化に対応し、国際社会で生き抜くためのスキルを身につけることが大切になってきます。

町では、独自にALT・外国語活動補助員を配置し、こども園・保育所、小学校、中学校における外国語活動・外国語教育を推進してきました。

また、中学生の英語能力向上のため、民間の英語検定受験の際の受験料へも支援してきました。

英語の学習状況については、中学校の標準学力検査等を分析すると改善の兆しはあるものの、課題も明確になってきました。

【主な取り組み】

(1) ALT・外国語補助員の配置と活用

- ① ALT・外国語補助員を配置し、こども園・保育所、小学校、中学校における外国語活動・外国語教育の一層の充実を図ります。
- ② 英語への興味を高める国際理解教育の推進や他教科等の学習を「英語で」学ぶ機会を設定します。

(2) 実用英語技能検定受験のサポート（公営塾 施策8－（3）再掲）

- ① 公営塾を開講し、実用英語技能検定取得のために必要な知識とスキルを身につけることをサポートし、合格率の向上をめざします。
- ② 実用英語技能検定取得促進のため、受験料を補助します。

(3) 外国語教育推進委員会の活用

小学校と中学校の外国語授業の円滑な接続や各小中学校における外国語の指導力向上を目指し、外国語教育推進委員会で研究を行い、小中が連携して外国語教育を充実させます。

【現状と課題】

国際化、情報化、科学技術の発展など社会の変化は、これまで経験したことのない速さで進行しています。時代の変化に対応し、情報化社会で生き抜くためのスキルを身につけることが大切になってきます。

PCや携帯電話等による情報通信技術の発達、社会の情報化を推し進めながら、子どもたちを取り巻く環境にも変化をもたらしています。

情報活用能力の育成は、これからの社会を生き抜く力の重要な要素となっており、教員のICT活用指導力の向上や、子どもの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

【主な取り組み】**(1) タブレット型端末等のICT環境の整備・活用・充実**

- ① PCやタブレット型端末等のICT環境の整備・充実を図ります。
- ② 教員研修を定期的に行い、ICT教育の一層の充実を図ります。

(2) 情報モラル教育の充実

- ① 町生徒指導連絡協議会等と連携し、小学校、中学校、新庄神室産業高等学校真室川校が一体となった情報モラルの周知・啓発を行います。
- ② メディアとの上手な付き合い方について、こども園・保育所などの幼児期の段階から、子どもと保護者が学ぶ機会を設定します。(幼児期からのメディアコントロール 施策5―(3)再掲)

(3) 1学級1新聞事業の推進

- ① 小学校高学年以上の各学級に新聞を配置し、身近に社会の情報をキャッチできるようにします。
- ② 学業指導委員会と連携し、授業や家庭学習における新聞の効果的活用について検討し、実践していきます。また、実践を通して、情報活用能力や読解力を高めていきます。



基本方針 6

学びを支える 土台づくりを推進する

未来の真室川町の宝である子どもの教育に、地域みんなが関わっていきます。それにより、特色ある学校づくり、教職員がじっくり子どもと向き合う体制、安全で安心できる教育環境を整えます。

施策 13 地域とともにある学校づくり

【現状と課題】

各学校では、地域から信頼を得る学校経営を推進してきています。自己評価を計画的に実施するとともに、学校関係者、地域の方々からも意見をいただき、学校経営改善に努めています。また、地域資源を学校教育に取り入れ、地域との関わりが子どもの学びを深めています。

地域に根差した教育活動を推進していくためには、学校教育だけでは、難しくなってきました。より一層、家庭や地域と連携・協働して子どもの学びを支えていくことが必要となってきました。

【主な取り組み】

(1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実

- ① 学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を生かす枠組として「教育プラットフォーム」を構築し、それぞれの教育資源と教育需要を有機的に連携させていきます。
- ② 学校が持つ様々な課題や情報を、家庭や地域に積極的に発信し、理解と協力を得ることで、信頼される学校づくりを推進します。
- ③ 学校経営の目標を基に、意図的・計画的に実践し、定期的に自己評価を行います。また、自己評価だけでなく、保護者や地域の方などからも積極的に評価をいただき、学校経営の改善に役立てていきます。

(2) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携

- ① 地域学校安全指導員が中心となり、地域の安全上の課題等を学校が集約しやすい体制を整備します。
- ② 地域学校安全指導員、各学区の見守り組織や防犯協会などの関係団体と緊密に連携し、登下校における子どもたちの安全を支えます。

施策14

教職員がより子どもに

向き合える体制づくり

【現状と課題】

教員は、日常の学習指導の業務に加え、生徒指導や部活動指導、いじめ・不登校など、多様化した課題に対応しています。このような中、文部科学省では、学校における働き方改革により、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況をつくり出すことを目指しています。

本町においても、教員が子どもと向き合う時間をしっかり確保していくことが課題です。

【主な取り組み】

(1) 学習指導員・支援員等の配置（施策8—(2)再掲）

- ① 一人ひとりの学習保障のため、町の学習指導員や町の学習支援員を配置します。
- ② 学校・家庭・地域の連携協働推進事業を活用し、コーディネーターを中心とし、学習支援、図書支援、地域連携を進めます。
- ③ 教職員を対象とした専門家による特別支援教育に係る研修、学習指導員や学習支援員を対象とした支援スキル研修等を実施し、支援の充実を図ります。

(2) 校務支援システムの導入

教職員の日々の事務的業務の効率化を図ることで負担を軽減し、よりきめ細やかな指導を充実させていきます。

(3) 部活動指導員※の配置

部活動指導員を配置し教職員の負担の軽減と、部活動の質的な向上を図ります。

※ 部活動指導員

校長の指導の下、部活動担当教職員と日常の活動内容や生徒の様子などの情報を共有し、教職員に代わって単独で指導・引率できる者。

施策15

子どもたちの安全・安心の確保

【現状と課題】

学校及び社会教育施設等の耐震化・修繕等については計画的に進め、施設の維持を行っています。

子どもたちの安全を確保するために、学校と行政が連携して対策を講じてきていますが、子どもたちの周囲にはたくさんの危険が潜んでおります。

今後は、さらに、様々な事案を想定しての備えと、関係機関との連携強化が必要です。

【主な取り組み】

(1) 学校施設・環境の整備

- ① 各学校の学校安全計画・危機管理マニュアル等を見直しながら、校内外の子どもの安全確保に全力を挙げて取り組みます。
- ② 大規模な工事は、年次計画に則り、着実に進めていきます。小規模なものは緊急性を考慮しながら早急に対応します。

(2) 通学路合同点検の実施

学校や警察、道路管理者等と連携し、交通事故、自然災害、不審者事案等の視点から通学路合同点検を実施します。危険が指摘された箇所は早急に対策を講じます。

(3) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携（施策13—(2)再掲）

- ① 地域学校安全指導員が中心となり、地域の安全上の課題等を学校が集約しやすい体制を整備します。
- ② 地域学校安全指導員、各学区の見守り組織や防犯協会などの関係団体と緊密に連携し、登下校における子どもたちの安全を支えます。

(4) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）・防災教育の推進

- ① 生活安全・交通安全・災害安全の3領域を通じた体系的な安全教育の実施により、子どもが自らのいのちを守り抜くための危険予測・回避能力等を育成します。
- ② 地域の実情に応じた防災教育を推進し、安全・安心な地域づくりに貢献する子どもの意識を高めます。



施策16

特別支援教育の充実

【現状と課題】

こども園、保育所、各学校において、特別な支援を要する子どもに対して、個別の教育支援計画や指導計画を作成したり、学習指導員・支援員を配置したりするなどして、個に対応した指導を行ってきました。また、専門家による特別支援に関する講座や研修会等を実施し、教職員の指導力を高めてきました。

特別支援学級に在籍する子どもだけでなく、通常学級に在籍し、発達障がいなどにより、特別な支援を要する子どもに対する支援・指導を含め、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな対応や支援、幼児からの切れ目のない支援を行っていくことがさらに必要とされています。

【主な取り組み】

(1) 特別支援教育推進委員会による町全体での特別支援の推進

- ① 町特別支援教育推進委員会を設置し、町における特別支援教育の推進及び充実を図ります。
- ② 町特別支援教育推進委員会に町特別支援教育専門家チームを設置し、子どもへの望ましい教育支援についての専門的な意見の提示及び助言を行います。

(2) 切れ目のない支援を行う体制づくり

- ① 町教育支援委員会の機能強化を図り、関係機関と連携しながら、特別な支援を要する子どもを継続的に支援・指導していきます。
- ② 町特別支援教育専門家チームによる町巡回相談をこども園、保育所、各学校合同で実施します。また、特別支援教育に関する研修を充実させ、得た知識を生かしながら、子どもに対し適切な指導・支援を行います。
- ③ 特別な支援を要する子どもの個別の教育支援計画、指導計画等を作成し、校種間での引き継ぎを確実に行います。

(3) 学習指導員・支援員等の配置（施策8―(2)再掲）

- ① 一人ひとりの学習保障のため、町の学習指導員や町の学習支援員を配置します。
- ② 学校・家庭・地域の連携協働推進事業を活用し、コーディネーターを中心とし、学習支援、図書支援、地域連携を進めます。
- ③ 教職員を対象とした専門家による特別支援教育に係る研修、学習指導員や学習支援員を対象とした支援スキル研修等を実施し、支援の充実を図ります。

◆ 基本方向 家庭教育・子育て支援

安心し 子育てができる 環境づくり

基本方針 7 家庭教育の充実を図る

親子がともに学びふれあう機会、親が家庭でのしつけや教育について学び、相談できる機会を設定し、家庭教育力の向上を支援します。

施策 17 教育の原点「家庭教育」の充実

【現状と課題】

「教育の原点は家庭教育である」と捉え、本町においてもこども園・保育所や各学校、関係機関と連携して保護者に対して様々な学習機会を設けてきました。

本町を含む現代社会においては、核家族世帯が増加傾向にあり、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育てや家庭教育に、不安や悩みを抱える保護者も少なくありません。

子育てや家庭教育に関する様々な課題を解決していくためにも、より一層、こども園・保育所や各学校、町福祉課、関係団体等との連携を深め、家庭教育力向上に取り組んでいく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 親の学習機会の充実（保護者向け教育講演会の実施）

- ① 就学時健康診断や公営塾開始前の機会に保護者向け教育講演会を実施します。また、教育相談の場の設定等、保護者に寄り添い支援していきます。
- ② こども園・保育所・各学校に教育の専門家等を招聘し、学校や地域の実態にあった保護者向け教育講演会を実施します。
- ③ 特別支援教育推進委員会と連携し、発達障がい等について、保護者の学ぶ機会を提供します。

(2) 子育て支援事業*の充実

町子育て支援センターを中心に、子育て中の保護者等を対象にした学び・

仲間づくりの機会提供、子育て相談・情報提供、一時預かり事業など保護者等が求める「地域子ども・子育て支援事業」の充実に努めます。

(3) 関係団体との連携（施策5－(2)再掲）

学校保健委員会、青少年育成町民会議、PTA連絡協議会、学社連携推進会議、養護・栄養部会等との連携を強化しながら生活リズムの改善に取り組めます。

※ 子育て支援事業

事業例…子育て相談窓口、赤ちゃん広場、リフレッシュ講座、わんぱく広場、放課後子ども教室等



基本方針 8

子（個）の 学習支援の充実を図る

子どもが、自分の将来のために、自ら学び、高められるよう子どもと家庭を支援します。

施策 18

子（個）を支える

家庭学習のサポート

【現状と課題】

町の「家庭学習のすすめ」や学校における家庭学習についての指導などを通して、子どもが家庭で学習に取り組む時間は増えてきています。今後は学習の質の向上を図る必要があります。そのためには、家庭における学習環境を整えることが大切です。保護者の子どもの進路に対する意識を高め、学校と家庭が連携した家庭学習への支援が求められています。

【主な取り組み】

（1）「家庭学習のすすめ」の配布

- ① 子どもが、目標や目安をもって家庭学習に取り組むことができるようにします。
- ② 家庭における学習環境づくりに、学校と家庭、地域が連携して取り組んでいきます。

（2）保護者向け進路講演会への支援

学校において、上級学校等から講師を招聘し、保護者対象の進路講演会を開催し、保護者の進路意識の高揚を図ります。

（3）副教材費の無償化

学校で使用する副教材費を無償化し、親の経済的負担を軽減することで、安定した家庭環境の中で子どもが学習に取り組むことができるようにします。

（4）県「子どもの学習支援事業」との連携

子どもが、経済的事由などの家庭環境に左右されず、学習する環境が整うように、関係機関と連携していきます。

施策19

自己を高める学習へのサポート

【現状と課題】

町では、中学生の英語能力の向上、英検の資格取得のために民間の英語検定受験料を補助してきました。また、希望者を対象に山形県内の最先端技術に触れる研究所等の見学・体験学習を行ってきました。これらの学習を通して、子どもたちは、進路について夢や憧れを持つようになりました。

今後も、自身の進路や職業選択に生かされるよう、自己を高めるための学習や体験の機会を設定していくことが大切です。

【主な取り組み】

(1) 実用英語技能検定受験等のサポート（施策11—(2) 一部再掲）

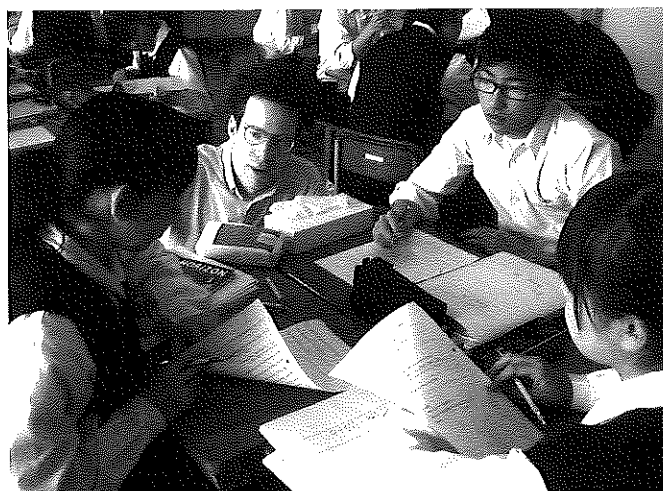
- ① 公営塾を開講し、実用英語技能検定取得のために必要な知識とスキルを身につけることをサポートし、合格率の向上をめざします。
- ② 実用英語技能検定取得促進のため、受験料を補助します。
- ③ 実用数学技能検定、日本漢字能力検定取得のため、受験会場の提供など受験しやすい環境を整備します。

(2) ふるさと企業訪問※の実施

最上管内の企業を訪問し、地元企業についての理解を深めるとともに、主体的に進路等を選択する力を育てます。

※ ふるさと企業訪問

希望する児童生徒等が、最上管内の企業を訪問し、地元企業についての理解を深める、町の単独企画。



基本方針 9

子育てに 夢をもてる環境をつくる

安心して子育てができる環境を整え、就学前から小・中学校へ連携・連続した保育・教育の支援ができる体制整備を進めます。

虹のプラン 重点施策4

施策20 安心して

子育てができる環境づくり

【現状と課題】

乳幼児から自立まで切れ目のない支援を行うため、平成27年3月に「真室川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちの心身の健やかな成長のために教育・保育サービス、子育て支援事業を提供しています。

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、必要な支援を提供できるよう子育て環境を充実させていく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 保育施設整備の充実

- ① 小学校での生活や学習を意識し、スムーズな就学に繋げるため教育・保育環境の改善を行うとともに、安心・安全な教育・保育活動を行うことができるよう施設整備に努めます。
- ② 近年、未満児（0歳児～2歳児）の入所希望者が増加傾向にある現状を踏まえ、施設の整備を行い保護者ニーズに応じた対応に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業の実施

子どもたちの放課後の居場所と安全を確保するため、放課後子ども教室及び学童クラブの運営を継続するとともに、利用者ニーズに応じた適切な運営体制と放課後子ども総合プランの趣旨に基づく、学校や地域と連携した活動の促進を図ります。

(3) 子育て支援事業の充実※（施策17ー（2）再掲）

町子育て支援センターを中心に、子育て中の保護者等を対象にした学び・仲間づくりの機会提供、子育て相談・情報提供、一時預かり事業など保護者等が求める「地域子ども・子育て支援事業」の充実に努めます。

(4) 保育士等研修の充実

保育活動プログラムにアプローチカリキュラム^{※1}を取り入れるなど質の高い保育を展開するため、専門家による研修の機会を積極的に活用し、一人ひとりの資質向上及び職員全体の専門性の向上に努めます。

(5) こ・保・小・中の連携による教育の推進（施策7ー（3）再掲）

- ① 特別支援教育推進委員会等の情報を共有し、個々のニーズに応じた支援を行います。
- ② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」^{※2}を踏まえた小学校のスタートカリキュラム^{※3}を充実させます。
- ③ こ・保・小・中のスムーズな接続を図るため、ねらいを明確にした「こ・保・小連携」「小小連携」「小中連携」を充実し、子ども一人ひとりの指導等について、しっかりと引き継ぎを行います。

※ 子育て支援事業

事業例…子育て相談窓口、赤ちゃん広場、リフレッシュ講座、わんぱく広場、放課後子ども教室等

※1 アプローチカリキュラム

幼児期における遊びの中の学びが、小学校の学習や生活に、生きて働くことができるよう工夫された幼稚園・保育所・認定こども園の年長児後半（5歳児9月～3月）のカリキュラム。

※2 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

幼稚園教育要領、保育所保育指針「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

※3 スタートカリキュラム

小学校へ就学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通して学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム



施策 21 町ならではの教育基盤の整備

【現状と課題】

子育てには、たくさんの費用がかかります。町は平成30年度から副教材費を無償化し、保護者の負担軽減を図ってきました。給食運営においては、今後の消費税の増税や児童数の減少に伴い、現在の給食費では適正な運営が難しい状況です。

今後も、安心して子育てができる環境を整える必要があります。

【主な取り組み】

(1) 副教材費の無償化（施策18—(3)再掲）

学校で使用する副教材費を無償化し、親の経済的負担を軽減することで、安定した家庭環境の中で子どもが学習に取り組むことができるようにします。

(2) 公営塾の拡大充実（施策8—(3)再掲）

公営塾を開講し、学校・家庭・地域が連携した個別の学びに応じた学習の定着をサポートしていきます。（小5～中学3年生までを対象に英検受験のためのサポートと算数数学の補充学習講座の開講）

(3) 「おいしいふるさと給食」による地産地消給食の推進

① 「おいしいふるさと給食」による地元食材を使った地産地消給食の推奨や栽培、収穫、調理などの体験活動の充実により、食料の生産・流通や地域への食文化、食事の重要性を理解させるとともに、自然の恵みや生産者への感謝の心を醸成します。（施策4—(3)—①再掲）

② 地元食材使用への補助や郷土食メニューへの補助など給食会計への補助を行い、保護者負担の軽減を図ります。



◆ 基本方向 生涯学習・スポーツ

人をつなぎ 未来をひらく 学びのまちづくり

基本方針 10 人と社会、学びをつなぐ 環境をつくる

子どもから高齢者までさまざまな世代のライフステージに応じた学習機会の提供と学習内容の充実を図り、町民の主体的な学びを支援します。

施策 22

地域の教育力向上を目指した

学習環境等の充実

【現状と課題】

町には地域の教育力向上を志した複数の社会教育団体があり、各団体の特色を生かした様々な活動を実施しています。今後もこれら団体と行政が一体となって学習環境の充実に取り組んでいく必要があります。とりわけ当町には大学等の高等教育機関がありません。子どもたちがあこがれる存在として「大学」を身近に感じる機会が少なく、距離的にも遠いため大学との連携した取り組みが難しい現状にあります。

【主な取り組み】

(1) 社会教育団体との連携

町芸術文化協議会や町連合婦人会、読書ボランティア団体等の社会教育団体との連携や、各団体が行う社会教育活動の支援に取り組みます。

(2) 社会教育施設の機能向上

- ① 中央公民館や生涯学習センター「まざれや」の適切な管理運営を行うとともに、町民が利用しやすい施設の整備につとめます。
- ② 運営費・施設整備費の補助制度や出前講座を充実させるなど、地域の実情にあった公民館分館の運営を支援していきます。

(3) 大学連携事業

山形大学フィールドラーニングの受け入れ継続に加え、町と関わりがある大学等の高等教育機関との連携を模索し、大学生と幼児・児童・生徒・地域との交流を促進します。

【現状と課題】

現在、各種の体験事業や交流事業、教養講座等を開催し、子どもから高齢者まで様々な世代のステージに応じた学習機会を提供していますが、個人や地域が抱える課題は多様化、複雑化しています。

今後も、町民のライフステージや今日的課題に対応した、町民ニーズに応じた学習機会の充実を図り、町民が主体的に学び自ら課題解決を図ることができるような取り組みを推進していく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 青少年の学習機会の提供

- ① 姉妹都市である茨城県古河市少年少女交流事業等の交流活動、各種体験教室の開催により、青少年の交流、体験活動の機会を提供していきます。
- ② 高校生ボランティア団体の育成支援を継続するとともに、子ども遊び体験天国「えんにち」等、高校生以外も含めた青少年がボランティア活動に関わる機会を充実させます。

(2) 成人の学習機会の提供

「町づくり出前講座」や「まざれや体験塾」等、ニーズに応じたメニューを提供し、成人のみならず、多世代が交流しながら学習できる機会をつくります。

(3) 高齢者の学習機会の提供

長寿社会における高齢者ニーズに応えるため、生涯学習講座や、交流機会の充実を図るとともに、自主的に活動する団体を支援します。



施策 24

学校・家庭・地域等との連携・協働

【現状と課題】

山形県では、学校と地域が連携・協働して教育に取り組む仕組みづくりとして、学校支援や地域の教育活動などを、一体的・総合的に推進する「教育プラットフォーム」を構築して進めることのよさを提案しています。当町においても、コーディネーターが仲介役となって地域が持つ教育力を発掘するとともに、地域の特性を生かして学校と地域、地域と地域が互いを高めていく仕組みを構築していく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実（施策13―(1)再掲）

- ① 学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を生かす枠組として「教育プラットフォーム」を構築し、それぞれの教育資源と教育需要を有機的に連携させていきます。
- ② 学校が持つ様々な課題や情報を、家庭や地域に積極的に発信し、理解と協力を得ることで、信頼される学校づくりを推進します。
- ③ 学校経営の目標を基に、意図的・計画的に実践し、定期的に自己評価を行います。また、自己評価だけでなく、保護者や地域の方などからも積極的に評価をいただき、学校経営の改善に役立てていきます。

(2) 関係機関、町関係課、町民等との連携（施策9―(4)再掲）

伝承文化団体等の地域で活躍する様々な団体、町関係課、高校生を含めた多くの町民の協力による、町ぐるみのふるさと学習を推進します。多くの町民がふるさと学習に携わることで、町民自身の郷土愛も醸成します。

(3) 放課後児童健全育成事業の実施（施策20―(2)再掲）

子どもたちの放課後の居場所と安全を確保するため、放課後子ども教室及び学童クラブの運営を継続するとともに、利用者ニーズに応じた適切な運営体制と放課後子ども総合プランの趣旨に基づく、学校や地域と連携した活動の促進を図ります。

(4) 家庭の教育力充実への支援

こども園や保育所・小学校、中学校、さらに、関係各課や関係機関、ボランティア団体等とも連携しながら、保護者の学習機会や親子の交流機会や相談業務を充実させ、家庭の教育力が充実するよう支援に努めます。

基本方針 11

感性豊かに生きる 学びの場をつくる

町民のくらしの質を高め、潤いのあるものにするため、文化や本物の芸術に身近にふれられる機会、町の魅力を再発見する機会や環境を整えます。

虹のプラン 重点施策6

施策25 文化に親しみ 文化を愛する環境づくり

【現状と課題】

インターネットやSNSの発達により、世界中のモノ・コトが瞬時に閲覧できる環境が整っています。しかしこうした疑似的な知識だけでなく、本物に基づくリアルな感覚や体験も必要です。

また当町には、自然、歴史、伝統・伝承文化など多くの地域資源がありますが、その中には、魅力が十分認識されていないものもあります。多くの方々に真室川の魅力を知ってもらい、町の文化に親しむ環境づくりが必要です。

【主な取り組み】

(1) 街中図書館構想に基づく学びの拠点づくり

図書環境の整備は生涯学習の基盤です。町民のニーズを把握しながら、真室川町にあった図書環境のあり方や学びの拠点について検討していきます。

(2) 「スタディツアー」の実施

町内外の方を対象とした、町の誇れる資源を体系的に学んでいくプログラム「まむろがわスタディツアー」を実施します。

(3) 芸術部門の「本物教室」の推進

町民が心豊かで潤いのある暮らしをおくるためには、文化芸術を身近に親しむことができるきっかけづくりが大切です。「本物教室」等を開催して、優れた文化芸術にふれる機会を充実させます。（「本物教室」施策7—（1）再掲）

(4) 伝承文化団体・芸術文化活動等の発表機会の提供

- ①「番楽フェスティバル」や「ふるさと子ども伝承祭」など、伝承文化の発表の場を設け、団体の活動意欲の向上を図るとともに、町民が伝承文化に触れる機会をつくります。
- ②「県児童生徒版画作品展」等の開催により、作品を発表する機会、芸術文化に触れる機会をつくります。
- ③「町民芸術祭」や「婦人芸能祭」への支援を行い、芸術文化団体の活動の活性化を図ります。

基本方針 12

誰もが楽しめる スポーツを推進する

子どもから高齢者まで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりとスポーツ選手にふれる機会を提供します。

虹のプラン 重点施策 7

施策 26

スポーツに親しみ

健康な体づくり

【現状と課題】

町民「一人1スポーツ」の目標を掲げ、生涯スポーツの普及に取り組んでおり、利用者の要望に応じたスポーツ施設の整備にも努めています。

今後は、総合型地域スポーツクラブを中心に、幼児期から高齢期まで、年代、性別を問わず、だれでもレベルや興味に応じた運動ができる仕組みを構築していく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 総合型地域スポーツクラブ設立へ向けた取り組みの推進

スポーツ関係団体等の関係者による準備委員会を設置し、総合型地域スポーツクラブの設立へ向けた取り組みを進めていきます。

(2) スポーツ部門の「本物教室」の推進

- ① 「モンテディオ山形市町村応援デー」の際に応援バスツアーを実施します。
- ② プロスポーツ団体等が行っている訪問事業について、積極的に情報収集・周知を行い子どもたちが、プロの高い技術にふれる機会を提供します。

(「本物教室」施策7ー(1)再掲)

(3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備

町総合運動公園等のスポーツ施設の維持保全に必要な修繕を行うとともに、施設利用者の声を受けながら、利用しやすい施設環境の整備を進めていきます。

施策 27

競技スポーツの振興

【現状と課題】

町内にはスポーツ少年団をはじめ多くのスポーツ団体があり、それぞれが自主的かつ熱心に活動して、各種大会等でも優れた成績を収めています。

今後は、学校や関係団体と連携し、子どもの発達段階や、運動・休養・学習などのバランスに配慮した適正な活動時間、内容に対する町民の意識の醸成に向けた取り組みを行いながら、選手や指導者の育成支援を図っていく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 選手や指導者の育成支援

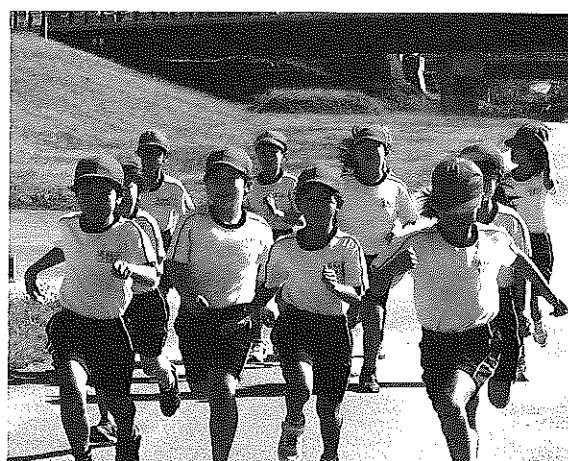
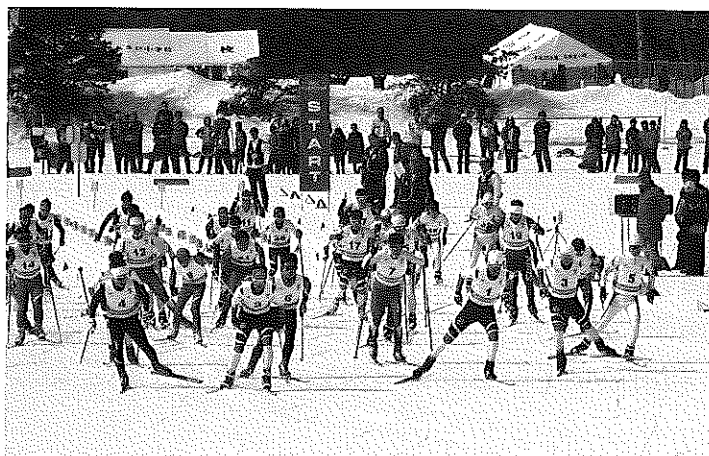
- ① スポーツ教室や出前講座により、選手の底辺拡大と競技力向上を図ります。
- ② 「クロスカントリースキー振興事業」を実施し、選手の育成支援を図ります。
- ③ スポ少指導者養成講習会等への積極的参加を促し、指導者の育成を図ります。
- ④ 国・県・町・学校が定める運動部活動のガイドライン等に則り、子どもたちがバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにします。

(2) 各種競技会の開催

- ① 町民の健康づくりと競技力の向上を図るため町民総合体育大会を開催します。
- ② クロスカントリースキーの競技力向上を図るため秋山スキー大会を開催します。

(3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備（施策26―（3）再掲）

町総合運動公園等のスポーツ施設の維持保全に必要な修繕を行うとともに、施設利用者の声を受けながら、利用しやすい施設環境の整備を進めていきます。



基本方針13

ふるさとをおもう心を耕す 場をつくる

豊かな自然や伝統ある歴史など、町にある「学びの資源」を活用することで、町を大切にしたいと思える心を育みます。

施策 28 郷土愛の醸成

【現状と課題】

町には、自然、歴史、伝統・伝承文化などの地域資源が数多くあります。特に「番楽」はそれぞれの地域で継承活動が行われるなど、地域づくりの視点でも効果的な活動となっています。しかし、中には、魅力が十分認識されていない地域資源もあります。

今後は、自然資源等の保全保護や、伝承文化の後継者育成支援に取り組むとともに、町民が郷土の資源について学び、その良さに気づくことで、町を大切に思う心を育てることが必要です。

【主な取り組み】

(1) 伝承文化等の歴史的資源の活用

- ① 地域や学校の中で町の伝統・伝承文化に触れる機会をつくり、後継者の育成と子どもたちの郷土愛の醸成につなげます。
- ② 「番楽フェスティバル」や「ふるさと子ども伝承祭」など、伝承文化の発表の場を設け、町全体への伝承文化の理解普及につなげます。

(2) 文化財の保存・希少動物の保全保護

文化財の定期巡回や希少動植物の観察会などを通して、文化財、自然環境・希少動植物の保全保護に努めます。

(3) 町歴史民俗資料館企画・展示等の充実

町の歴史や伝統・伝承文化を目で見て感じられる学びの場として、その魅力を積極的に発信するため、企画展や展示等の充実を図るとともに、資料館施設機能充実についての検討を進めます。

(4) 「スタディツアー」の実施（施策25—（2）再掲）

町の誇れる資源を体系的に学んでいくプログラム「まむろがわスタディツアー」を実施します。

第1次真室川町教育振興計画の目標指標 一覧

主要 施策	目 標 指 標	小6・中3	現況値(県)	目標(2023)
基本方針 1 ◆いのちを尊重し、豊かな心を育成する				
1 「いのちの教育」の推進				
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校	81.7(86.4)	県より上回る	
	中学校	94(83)	現状維持	
学校の決まりを守っている児童生徒の割合	小学校	90(91.9)	現状維持又はそれより上回る	
	中学校	98.5(95.2)	現状維持	
2 いじめ防止・不登校対策の充実				
いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合	小学校	100	100	
	中学校	100	100	
不登校児童生徒の出現率	小学校	0.33(0.40 H29)	現状維持	
	中学校	3.76(2.69 H29)	減少させる	
基本方針 2 ◆たくましく、健やかな体を育成する				
3 子どもの体力向上に向けた取り組みの充実				
新体力テストで全国平均以上の項目数の割合	小学校	75	増加させる	
	中学校	43.8	増加させる	
4 食育・健康教育の推進				
朝食を毎日食べている	小学校	98.4(95.9)	現状維持	
	中学校	95.5(94.6)	現状維持	
5 生活リズムの改善とメディアコントロール				
スマートフォン・タブレット・PC／ゲーム機などを利用してメール・動画・SNSを2時間以上している児童生徒の割合	小・高学年	10	現状維持	
	中学校	28	現状維持	
基本方針 3 ◆確かな学力を育成する				
6 確かな学力の育成				
国語、算数・数学の内容が「よく分かる」児童・生徒の割合	小学校	83.4(H29)	増加させる	
	中学校	71.7(H29)	増加させる	
7 校種をこえた連続性のある学びの推進（重点施策3）				
将来の夢や目標をもっている	小学校	91.7(86.2)	現状維持	
	中学校	72.7(75.5)	80	
8 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実（重点施策2）				
学校の授業時間以外に勉強を1時間以上する児童及び2時間以上する生徒	小学校	80(76)	現状維持	
	中学校	42.5(29.2)	50	
英検3級以上受験する中学生の割合	中学校	21.0(H29)	県より上回る	
英検3級以上程度の英語力のある中学生の割合	中学校	28.1(H29)	県より上回る	
基本方針 4 ◆未来に向け、自己の生き方を考える力を育成する				
9 未来に向けた「ふるさと学習」の推進（重点施策1）				
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校	86.6(80.9)	現状維持	
	中学校	75.8(59.1)	現状維持	
地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある児童生徒の割合	小学校	55(52)	60	
	中学校	42.2(44.5)	60	
10 「本物体験」によるキャリア教育の推進				
将来の夢や目標をもっている(再掲)	小学校	91.7(86.2)	現状維持	
	中学校	72.7(75.5)	80	
基本方針 5 ◆グローバル化・情報化に対応した力を育成する				
11 こ・保・小・中一貫の外国語活動・外国語教育の推進				
英検3級以上程度の英語力のある中学生の割合(再掲)	中学校	28.1(H29)	50	
12 ICT教育・情報モラル教育、新聞活用学習の充実				
週1回以上新聞を読んでいる児童生徒の割合	小学校	38.3(23.6)	50	
	中学校	13.6(17.2)	50	

主要 施策	目 標 指 標	小6・中3	現況値(県)	目標(2023)
基本方針 6◆学びを支える土台づくりを推進する				
13 地域とともにある学校づくり				
地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがある児童生徒の割合		小学校	38.3(41.7)	50
		中学校	37.9(28.1)	50
14 教職員がより子どもに向き合える体制づくり				
「学習指導員・支援員」「校務支援システムの導入」「部活動指導員の配置」の着実な実施			—	着実な実施
15 子どもたちの安全・安心の確保				
学校が楽しい児童生徒の割合		小学校	91.2	現状維持
		中学校	96.2	現状維持
16 特別支援教育の充実				
障害のある児童生徒に対する個別の支援計画の作成率		小学校	100	100
		中学校	100	100
基本方針 7■家庭教育の充実を図る				
17 教育の原点「家庭教育」の充実				
地域子育て支援拠点事業の参加延べ人数			1116人	増加させる
基本方針 8■子(個)の学習支援の充実を図る				
18 子(個)を支える家庭学習のサポート				
保護者向け進路講演会の実施			—	着実な実施
19 自己を高める学習へのサポート				
英検3級以上受験する中学生の割合			21.0(H29)	県より上回る
基本方針 9■子育てに夢をもてる環境をつくる				
20 安心して子育てができる環境づくり(重点施策4)				
放課後児童健全育成事業への参加延べ人数			60(H29)	増加させる
21 町ならではの教育基盤の整備(重点施策5)				
「副教材費無償化」「公営塾の拡大充実」「おいしいふるさと給食」の着実な実施			—	着実な実施
基本方針 10●人と社会、学びをつなぐ環境をつくる				
22 地域の教育力向上を目指した学習環境の充実				
「社会教育団体との連携」「大学連携事業」の着実な実施			—	着実な実施
23 ライフステージに応じた学びの機会の支援				
「えんにち」「町づくり出前講座」「まざれや体験」の着実な実施			—	着実な実施
24 学校・家庭・地域等との連携				
学校は、各種お便り、その他の方法で情報をよく発信していると感じる保護者の割合			97	現状維持
基本方針 11●感性豊かに生きる学びの場をつくる				
25 文化に親しみ、文化を愛する環境づくり(重点施策6)				
図書貸出数			1688冊	増加させる
基本方針 12●誰もが楽しめるスポーツを推進する				
26 スポーツに親しみ、健康な体づくり(重点施策7)				
総合型スポーツクラブ加入率(%)			0	10
27 競技スポーツの振興				
真室川町体育協会表彰者(団体)数			40	現状維持
基本方針 13●ふるさとの心を耕す場をつくる				
28 郷土愛の醸成				
「伝承文化の発表」「文化財の保存・希少動物の保全保護」「町歴史民俗資料館企画展」の着実な実施			—	着実な実施

資料

- 1 真室川町教育振興計画
策定委員会名簿
- 2 真室川町教育振興計画
策定委員会設置要綱

真室川町教育振興計画策定委員会名簿

役職名	氏名	備考
委員長	中井 義時	山形大学大学院教育実践研究科 教授
委員長職務代理	姉崎 秀悦	真室川町校長会会長（真室川小学校長）
委 員	泉谷 一彦	真室川中学校校長
委 員	栗田 忠男	最上教育事務所 主任社会教育主事
委 員	小松 功	町青少年健全育成町民会議 会長
委 員	加藤 清美	真室川中学校PTA会長
委 員	鮭延 未可	ダンスサークル主宰
委 員	高橋 伸一	工房ストロー主宰
委 員	矢口 しのぶ	読み聞かせサークル代表



真室川町教育振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 真室川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、真室川町教育振興計画の策定を行い本町の教育を円滑に推進するため、真室川町教育振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 真室川町教育振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から真室川町教育振興計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(告示の失効)

3 この告示は、第 2 条に規定する目的達成後、効力を失う。

第 1 次真室川町教育振興計画

2019 年 3 月

発 行：真室川町教育委員会

編 集：真室川町教育委員会 教育課

〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町 233 番地 1

TEL 0233-62-2337 FAX 0233-62-2306

印 刷：株式会社エッサム
